

第5次玉城町総合計画 後期基本計画 【案】

平成28年2月
玉 城 町

目 次

第1部 基本構想

1 はじめに	1
2 基本構想	3

第2部 後期基本計画

1 ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまち	
(1) 安心して子どもを産み育てられるまち	
1 子どもの福祉	9
2 母子の健康づくり	12
(2) 次代の人づくりにつながる教育のまち	
1 就学前教育	15
2 学校教育	17
3 青少年健全育成	20
4 人権の尊重	22
(3) 多世代が交流し、生きがいと活躍の場があるまち	
1 文化芸術	24
2 生涯学習	26
3 生涯スポーツ	28
4 男女共同参画	30
2 みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまち	
(1) 自ら健康づくりに取り組めるまち	
1 保健予防	33
2 医療	36
(2) ボランティア活動とサービスとで支える福祉のまち	
1 地域福祉	38
2 高齢者福祉	41
3 障がい者福祉	45
4 社会保障	47
(3) 地域が一体となって生活安全対策に取り組むまち	
1 防災	49
2 消防・救急	52
3 交通安全	54
4 防犯	56
5 消費者保護	58

3	産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまち	
(1)	産業の連携により、地域経済を活気づけるまち	
1	農林業	61
2	商工業	66
3	観光・交流	69
(2)	魅力ある雇用の場が確保されるまち	
1	雇用	72
2	就労環境	74
4	環境と共生し、持続的に発展できるまち	
(1)	自然を守り、景観と文化資源を生かすまち	
1	自然環境	77
2	景観	80
3	文化財	82
(2)	美しい田園環境と調和するまち	
1	環境保全	85
2	廃棄物処理	88
3	墓地・火葬場	90
4	上・下水道	92
(3)	都市基盤を適切に維持・更新するまち	
1	土地利用	95
2	道路	97
3	公共交通	99
4	住宅	101
5	公園	104
5	協働のもとで進める効率的なまちづくり（行財政経営指針）	
1	住民自治と協働の推進	107
2	住民ニーズに合った効率的な行財政運営	110
	用語解説	113

第1部 基本構想

1 はじめに

計画策定の趣旨

玉城町では、平成 23 年に策定した第 5 次玉城町総合計画に基づき、住みよいまちづくりを推進しています。この総合計画は 10 年間を計画期間とする基本構想と、前期と後期の各 5 年間を計画期間とする基本計画で構成し、平成 27 年度で前期基本計画の計画期間が終了します。この間、総合計画で掲げた将来像「だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城」の実現に向けて、各種施策・事業を推進してきました。

この前期基本計画の実績を踏まえて、これまでのまちづくりの成果をさらに充実させるとともに、残された課題への対応や今後の予想される環境変化への的確な対応が求められています。

また、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、国・県・市町村がそれぞれ知恵を出し合いながら、今後の人口減少社会を見据えたまちづくりに取り組み始めています。幸い玉城町は、まだ人口増加が続いていますが、将来にわたって持続して発展していくためにも、若い人が定住して子どもを育てたくなるとともに、内外の人々の交流が活発になる魅力的なまちづくりを進めていかなくてはなりません。

このような背景をふまえて総合計画の将来像を実現するために、平成 28 年度から始まる後期計画の 5 年間における施策・事業の方針を示す「第 5 次玉城町総合計画後期基本計画」を策定するものです。

計画の役割

この計画は、玉城町のまちづくりにおいて最も基本となる大切な計画です。

玉城町の特性を十分認識した上で、まちのめざすべき「目標」を定め、それを達成するための「取り組みの方向」を明らかにするものです。さらには、住民と行政とが協働によるまちづくりを進めるうえで、共通した認識を持ち、進むべき道を示す羅針盤となるものです。

あわせて、周辺市町や国、県に対して玉城町の考え方を示すことで、理解と協力を呼びかけ、広域連携に資するものとして活用します。

計画の構成と期間

① 基本構想

玉城町を取り巻く社会経済情勢の変化、近年におけるまちの動きなどを踏まえて、玉城町がめざすまちの将来像と目標を明らかにし、これを推進するための指

針を示すものです。

基本構想の期間は、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年を目標年度とする 10 年間です。ただし、後期計画で計画の構成を変更したことにともない、基本構想も一部見直ししています。

② 基本計画

玉城町のまちづくりを進めるための分野別の計画であり、基本構想に示した目標を実現するため、現状と課題および施策の方向を示すものです。

構想期間のうち後半にあたる平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間を後期基本計画期間とします。

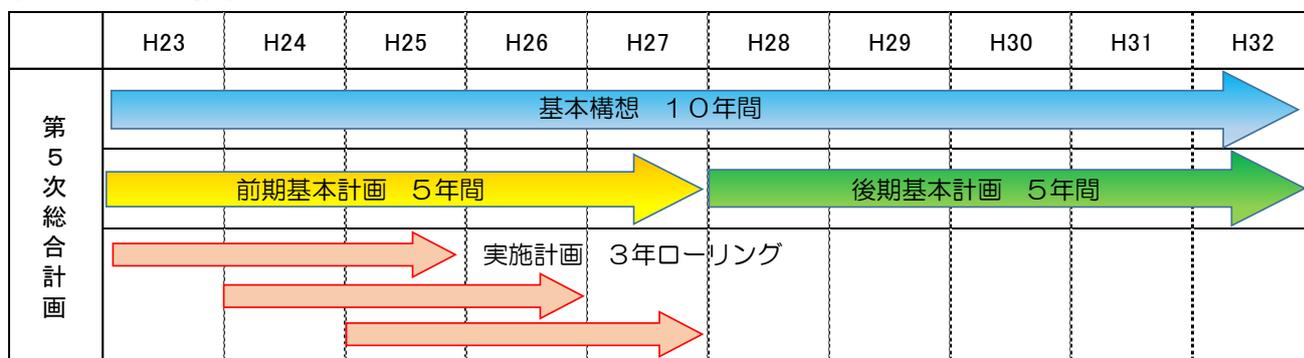
前期計画では、「まちづくり編」と「協働編」に分けていましたが、後期計画では、協働編を本編基本目標の柱の一つとして構成しています。

③ 実施計画

基本計画に示した施策について、計画と予算との整合を図りながら、その実施年度、実施内容等を示すものです。

実施計画は、財政的裏付けを持たせた具体的な年度別計画として、3 年間で 1 期として、毎年度、実施状況を検証しながら進行管理していきます。

■ 総合計画の期間



2 基本構想

まちづくりの基本的考え方

① まちづくりの姿勢 — 長期的な視野で考えるまちづくり

まちづくりを進めるにあたっては、次の世代に向けた長期的な視野が重要です。今日、私たち（玉城町民）が安心して、幸せに暮らすことができるのは、先人たちが豊かな土地をつくり、有能な人材や文化を育てるためのたゆまぬ「努力(種)」があつてこそであり、これらを「資産(実)」として、私たちに引き継いでくれたことを忘れてはなりません。

21世紀を迎えてからの10年間、玉城町では第4次総合計画に基づき、『笑顔で「おはよう・こんにちは」が飛び交うまち』を基本目標に据えて、「人づくり」、「コミュニティ」、「情報」の視点を重視しながら、「人と人とのつながり」を大切にしてまちづくりに取り組んできました。その結果、ボランティア活動、コミュニティ活動が活発となり、福祉や環境、文化活動面などの住民満足度の向上にもつながっています。

しかし、少子高齢化による人口減少社会への移行に伴い社会経済状況が大きく変化するなかで、私たちは少なからず未来に対する不安を持っています。それは、老後や健康面の不安、経済的な不安、災害に対する不安などです。こうした不安を取り除き、だれもが未来に向かって希望を持てるようにすることが、玉城町全体の安定と持続的発展につながると言えます。

私たちがなすべきことは、過去からのつながりを継承しつつ現在を考え、そして次の世代のために一つでも多くの「種」をまき、「実」へと育てていくことです。未来の玉城町が持続可能なまちとして、田園環境や人と人との絆、産業のバランスといった強みを維持・発展させていくために、住民一人ひとりが「何をするか、何ができるか」ということを考え、心を一つにして、できることから取り組んでいきます。

② まちづくりの将来像

総合計画の基本構想において長期的な視野を持って、めざすまちの将来像を次の通り掲げています。

『だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城』

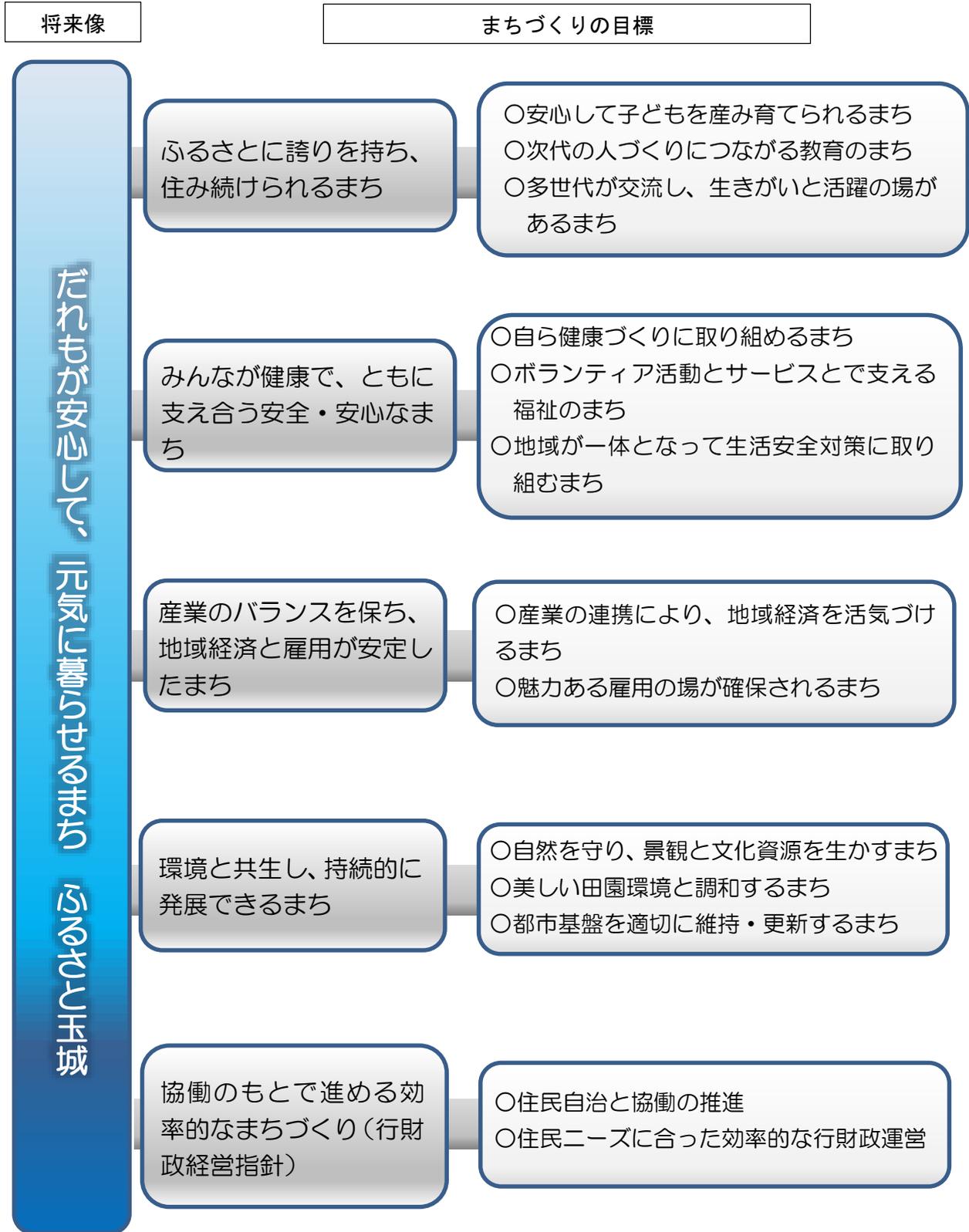
災害などに強く、安全性が保たれ、さらに病気や介護が必要になった時にも必要な治療やサービスが受けられることに加えて、働く場が住まいの近くに得られ、安定した生活が送れる「安心できるまち」をめざします。

基幹産業である農業を中心にしながら、優良企業も立地し、地域経済と雇用のバランスをとり、子どもから高齢者までいきいきと暮らせる、生きがいと活力にあふれた「元気に暮らせるまち」をめざします。

いつまでもすばらしいまちであり続けることを願い、身近に感じられる自然や、田丸城跡をはじめとする文化資産を誇りに感じ、快適な田園居住環境のなかで暮らせる「人・まち・自然」が共生する「ふるさと玉城」を築きます。

まちづくりの目標

【将来像とまちづくりの目標】



だれもが安心して、元気に暮らせるまちづくりのまち

① ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまち

- 安心して子どもを産み育てられるまち
- 次代の人づくりにつながる教育のまち
- 多世代が交流し、生きがいと活躍の場があるまち

だれもが住み続けられる玉城町であり続けるため、安心して子どもを産み育てられる地域、職域づくりを進め、次の世代の玉城町を担う子どもたちが健やかに育ち、ふるさとに誇りを持てる教育を推進します。

さらに、若者の意見を積極的に取り入れるとともに、高齢者が活躍できる場を創り出すことによって、多世代が交流するなかから元気が生み出され、若者から高齢者までが積極的に地域にかかわることのできるまちをめざします。

② みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまち

- 自ら健康づくりに取り組めるまち
- ボランティア活動とサービスとで支える福祉のまち
- 地域が一体となって生活安全対策に取り組むまち

安全・安心な玉城町であり続けるため、まずは近隣でお互いに助け合い、支え合う地域をめざすとともに、玉城町の保健福祉医療基盤を活用して自ら健康管理ができるまちをめざします。

その上で、安心のためのセーフティネットとなる介護・福祉サービスの体制整備や、生活安全のための基盤となる防災、交通安全、防犯のしくみを確立し、非常時においては行政の危機管理を迅速かつ的確に行います。

③ 産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまち

- 産業の連携により、地域経済を活気づけるまち
- 魅力ある雇用の場が確保されるまち

優良農地を守りながら、後継者の育成に努め、品質の高い農産物づくりによって、農業所得の向上をめざします。また、優良企業の立地や拡充を促すとともに、企業・商店の経営の安定化を図ります。

さらに、農業と商工業や観光交流がバランスを保ちながら連携することで、地域経済が活気づき、安定した雇用の場が確保されるまちをめざします。

④

環境と共生し、持続的に発展できるまち

- 自然を守り、景観と文化資源を生かすまち
- 美しい田園環境と調和するまち
- 都市基盤を適切に維持・更新するまち

美しい田園景観と調和した、持続可能な玉城町であり続けるため、地域の自然を守り、ひいては環境にやさしい生活様式や循環型の地域社会づくりなどにより、地球環境にも配慮したまちをめざすとともに、住民生活や産業活動を支える都市基盤を維持・向上させます。

⑤

協働のもとで進める効率的なまちづくり（行財政経営指針）

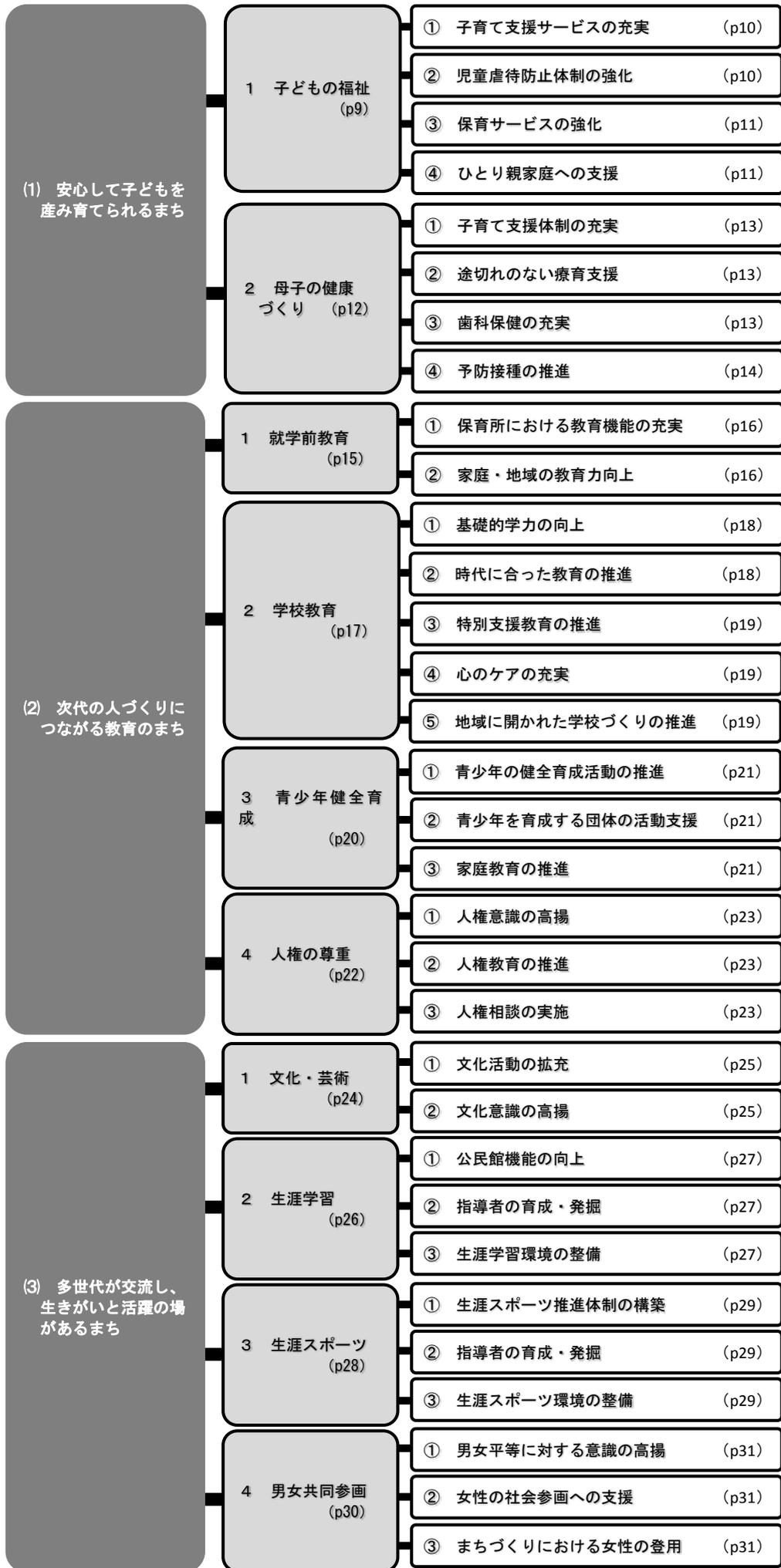
- 住民自治と協働の推進
- 住民ニーズに合った効率的な行財政運営

玉城町にかかわる住民、団体、企業、行政がそれぞれの役割を発揮しつつ、住民がそれぞれに活躍できるまちをめざして、玉城町をより良いまちにしようという意識・意欲をより一層高め、その意識を共有しながら、積極的な参画と協働によるまちづくりを進めます。

行政においては、住民、団体、企業等の主体的な活動を支援し、まとまりのあるまちの特性を生かした質の高い、きめ細かな行政サービスを提供しつつ、時代の変化に合わせて柔軟に対応できる行政組織を構築します。また、持続可能なまちの経営に向けて、財源の確保に努めつつ、必要なものに重点投資する財政運営を進めます。

第2部 後期基本計画

- 1. ふるさとに誇りを持ち、
住み続けられるまち**



(1) 安心して子どもを産み育てられるまち

1 子どもの福祉

これまでの実績

- 平成 22 年度から「玉城町次世代育成支援行動計画（後期計画）」のもと、各種支援施策の充実を図ってきました。平成 27 年度からは「玉城町子ども・子育て支援事業計画」に引き継ぎ、子ども・子育て支援に取り組んでいます。
- 一時預かり事業は保育所でも事業を開始したほか、ファミリーサポートセンターの提供会員、利用会員ともに増加しており、多様化する子育て家庭の支援サービスとして定着しています。
- 放課後児童クラブは4カ所あり、その内の2カ所は児童館の機能も兼ね備えています。子どもたちの安全な居場所となり、利用者が増加しています。
- 健診時に母子関係を把握し、必要な家庭への訪問や相談などを行い、途切れない支援が継続できるようにしています。
- 男性の育児参加を支援する「たまパパノート」を配布するとともに、「子育て講座」、子育て親子の交流の場「にこにこ」の利用者の増加、親による自主的なサークル活動の展開、「ノーバディズ・パーフェクトプログラム」の導入等により、子育てに関する相談や相互にアドバイスできる環境が整ってきています。

今後の課題

- 社会情勢の変化や核家族化等により、子育てに対する不安や精神的な負担を強く感じる人が増えており、働く女性の仕事と家庭の両立の負担は大きくなっています。また、児童虐待の相談件数が増加傾向にあり、その内容は複雑かつ多様化しており、関係機関相互の連携を密にして、早期発見に努める必要があります。
- 3歳未満児の保育所入所児童数が年々増加傾向にあり、また、下外城田地区の放課後児童クラブ利用者が年々増加していることから、今後も住民ニーズにあわせ、施設の整備と保育内容の充実に努める必要があります。
- 母子および父子家庭等のひとり親家庭が増加していますが、自立のための就業環境は厳しい状況にあります。そのために、ひとり親家庭を早期に把握し、効果的かつきめ細かな相談支援体制の整備を図る必要があります。
- 子育て支援事業の利用者は年々増加しており、地域の住民と協働しながら、子育て支援事業の一層の充実を図り、地域全体で子育てを支援していく必要があります。

施策のめざす姿

子育てに必要なサービスが受けられ、安心して子育てできる環境が整っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 子育て支援拠点事業への参加者 (人)	2,913	2,950
※ ² 子どもがいても安心して働けると感じている人の割合 (%)	38.6	40.0

※1：子ども子育て支援事業計画

※2：子ども子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

施策の方向

① 子育て支援サービスの充実

子育て支援の拠点施設である「地域子育て支援センター」事業を拡充するとともに、地域住民の協力を得ながら育児や子どもの遊び・体験のサポートの充実、相談・学習機会の充実などを図り、地域全体で子育て家庭を支える環境を整備します。また、子育て支援センターを利用する親による自主的な活動を支援して、親同士で相談し合う関係づくりを進めます。

【主な取組】

ファミリーサポートセンターによる育児サポートの充実	ファミリーサポートセンター提供会員の養成講座など、子育て支援サポーターの養成を継続し、子育てをしている親への相談や支援の充実を図ります。
地域子育て支援センター事業の機能強化	子育て中の親に対する不安、悩みについての電話相談及び家庭訪問等を継続して実施するとともに、地域子育て支援センターの機能強化を図ります。
子育てに対する経済的支援	子ども医療費助成制度や児童手当制度などにより、子育ての経済的負担の軽減を図ります。特に子ども3人以上の多子世帯に対しては経済的支援の充実を図ります。
家庭への相談・指導・助言	乳幼児健診等の場において、乳幼児を対象とした健康相談を実施するとともに、赤ちゃん訪問時において支援が必要と思われる家庭への相談、指導、助言などを積極的に行います。
支援事業の充実	子育て親子の交流の場「にこにこ」やブックスタート事業により親子・親同士で楽しくふれ合う時間や場の提供など子育て支援の充実を図ります。
放課後児童クラブ事業の拡充	放課後児童クラブの利用者の増加に対応するために施設面も含め、放課後児童クラブ運営体制の拡充を図ります。

② 児童虐待防止体制の強化

「こども家庭支援ネットワーク会議」を中心に、家庭や学校、地域社会など社会全般にわたり児童虐待問題に対する関心と理解を高めるとともに、学校、保育所、医療機関などの機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応（児童の保護、保護者への指導・支援など）を行います。

【主な取組】

「こども家庭支援ネットワーク会議」の機能強化	児童虐待の予防や早期発見を行うために、学校、保育所、医療機関などと連携を密にし、こども家庭支援ネットワーク会議の機能強化を図ります。
子どもの家庭復帰・自立支援	家族再生支援、里親への委託促進、身元保証など、県と連携しながら虐待を受けた子どもの家庭復帰や自立を支援します。

③ 保育サービスの充実

保育所入所待機児童ゼロを今後も維持するとともに、病児保育などの多様な保育ニーズに対応したきめ細かいサービスを提供します。こうしたニーズの変化に対応するために、保育士の研修を強化し、資質や専門性の向上を図ります。

また、町内の企業において単独型・共同型の企業内保育所の設置に向けた検討を進めます。

【主な取組】

保育所の一時預かり事業の利用促進	家庭での保育が一時的に困難となった就学前の児童の一時預かりや病児保育の利用を促進します。
病児保育の拡充	保育所において、看護師または保健師を配置し、病気や病気回復期等で集団保育が難しい子どもの保育（病児保育）を拡充します。
状況に応じた保育施設整備の推進	保育所については、児童数の変化など保育需要の動向を踏まえながら施設整備を検討します。
保育士の資質や専門性の向上	多様化・高度化する保育ニーズに対応するため、研修の強化・拡充による保育士の資質や専門性の向上を図るとともに、保育所の相談援助機能の強化を図ります。

④ ひとり親家庭への支援

社会的、経済的、精神的に不安定な状態になりがちなひとり親家庭の増加に対応するために、地域の民生委員や子育て支援センターと連携しながら、生活や就労に関する相談や指導の充実を図ります。また、国・県の児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、資格取得支援制度など、ひとり親家庭に対する支援制度に関する情報提供に努め、制度の効果的活用を図ります。

【主な取組】

ひとり親家庭に対する相談指導・情報提供の充実	地域子育て支援センターの専門機能を活用して、子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、面接や電話による相談事業を実施します。
ひとり親家庭等に対する経済的支援	ひとり親家庭等医療費助成制度により、経済的負担の軽減を図ります。
ひとり親家庭の移住促進と保健指導ビジネスの支援	保健師・看護師資格を持つひとり親の移住・就労支援を行い、保健分野の人材確保と保健指導ビジネスの立ち上げを支援します。

2 母子の健康づくり

これまでの実績

- 産前には、母子手帳発行時の面談や保健指導、希望時の妊婦訪問を実施しているほか、出生後は、乳児家庭全戸訪問、7ヵ月児相談、幼児健診等の様々なタイミングで母子と接する機会を設け、成長過程にあった発達の確認と育児状況の確認を行っています。
- 保・小・中の中で、個々の指導計画の情報を共有化することで、保健・福祉・教育の連携により途切れのない支援ができるようになっていきます。
- 平成26年度から歯周疾患検診や高齢者口腔総合健康診査を開始したことにより、幼児期だけでなく壮年期や高齢期へのアプローチができるようになっていきます。
- 任意の予防接種に対して助成を実施し、ほぼ目標通りの接種率となっています。

今後の課題

- 子育てなどに不安を持つ家庭が増加しており、今後は、全対象家庭に訪問ができるようにするために、子育て支援サポーター等のボランティアと連携し、訪問事業の充実と健診後のフォロー体制の充実が課題となっています。
- 障がいや発達の遅れのある子どもに対して、成長過程に応じて途切れることなく適切な支援を行うために、「こども家庭支援ネットワーク会議」を中心として、子育て総合支援事業と母子保健事業の連携を強化するとともに、専門職員を確保する必要があります。
- 3歳児健康診査時では約4分の1、年長児では7割近くの子どもの虫歯の罹患が見られることから、虫歯予防に効果のあるフッ素に軸を置いた事業を展開するとともに、良好な食生活習慣などの基礎を身につけるための知識の普及を同時に展開していく必要があります。また、12歳児のう歯罹患率が高く、学童期の歯科保健対策が課題となっています。
- 予防接種では、学童期の接種率が低く、感染症から子どもの命を守るために、予防接種に関する啓発に努め、予防接種率の向上を図る必要があります。

施策のめざす姿

子どもとその親が質の高い母子保健サービスを受けて、母子ともに不安なく健康で暮らしています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※1 子育てを楽しんでいると感じている人の割合 (%)	81.0	85.0
※2 3歳児健診の受診率 (%)	94.9	99.0

※1：出所：子ども子育てに関するアンケート調査（平成26年3月）

※2：3歳児検診受診者数÷対象者×100

施策の方向

① 子育て支援体制の充実

妊産婦や乳幼児に関する全戸訪問ならびに健康診査と事業フォロー体制の充実を図り、安心して子育てできるように支援します。

また、総合支援室と関係機関との連携を通じて、相談体制の充実を図り、途切れのない支援を実施します。

【主な取組】

産前産後の母子に対する健診・訪問・指導等の充実	健康診査等を活用し、子どもの成長や発達、親への健康状態や生活、育児状況などを把握するとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の充実を図ります。
親への相談体制の充実	乳幼児健診や乳幼児相談等において支援が必要と思われる家庭への相談、指導、助言など育児に不安を抱いている親への相談体制の充実を図ります。
子育て関係機関との連携強化と「玉城版ネウボラ」の検討	総合的な母子保健対策を推進するとともに、妊娠期から乳幼児期までの途切れのない支援を実施するために、子育て総合支援室等の関係機関の連携強化と「玉城版ネウボラ」の実施に向けた検討を行います。
特定不妊治療費等助成事業の推進	特定不妊治療費用、一般不妊治療費用の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

② 途切れのない療育支援

母子保健事業と就学前の子育てセンター事業及び就学後の特別支援教育推進事業と連携を図り、幼児期から青年期まで途切れのない相談・支援体制を構築します。また、発達障がい支援システムアドバイザーの養成等により、専門的な相談・療育支援ができる人材の確保を図ります。

【主な取組】

保育所と小・中学校の関係機関との連携強化	年2回の「巡回相談」、「校区別担当者会」等で関係機関との連携を強化します。
発達障がい支援システムアドバイザーの養成	小児心療センターあすなろ学園が実施する「みえ発達障がい支援システムアドバイザー研修」に職員を派遣し、アドバイザーを養成します。

③ 歯科保健の充実

幼児と妊婦の歯科検診を実施するとともに、月齢・年齢に応じた歯科に関する情報提供を行います。

【主な取組】

幼児・妊婦の健診の促進	幼児の健診時に歯科の問診、指導を行うとともに、全ての妊婦に対し、無料受診券を配布して受診を促進します。
フッ化物塗布・フッ化物洗口事業の推進	2歳2～4カ月でのフッ素塗布体験（歯っぴい教室）と保育所での4・5歳児フッ素洗口を継続的に実施します。

④

予防接種の推進

感染症から子どもの命を守るため、予防接種に関する正しい知識の普及と、法定接種の必要性の啓発や任意予防接種への助成を継続し、予防接種率の向上に努めます。

【主な取組】

任意予防接種に対する助成	任意の予防接種（インフルエンザ、おたふくかぜ、ロタウイルス等）に対する助成を継続します。
--------------	--

(2) 次代の人づくりにつながる教育のまち

1

就学前教育

これまでの実績

- 保育所で「ひよこ学級」を開催するなど、保育所、子育て支援センターをはじめ、関係機関と連携して、家庭教育に関する意識啓発や、子どもの心の悩みや問題についての相談を行っています。
- 地区別の親子会等の関係団体が、自主的・主体的な活動を推進しています。

今後の課題

- 保育所には、保育に加えて就学前教育の拠点の役割が期待されており、教育・保育を一体的に提供する認定子ども園の実施、乳幼児教室や体験教室の開催など、保育所の教育機能の充実を図る必要があります。
- 少子化や核家族の増加にともない、就学前の子どもが社会性を育む場が少なくなっており、家庭教育の重要性が高まっています。親が家庭教育の役割を理解し、自信を持って子育てを行い、かつ子育てが楽しいと感じられるような支援をすることが大切となっています。そのために、家庭の教育力を高めるための学習機会をより一層充実する必要があります。
- 子どもの社会規範を育むための諸活動の拡大が図られるように働きかけを行いながら、今後は、地域の子どもたちを地域で育てるための担い手を育成するとともに、官民一体となった連携組織づくりが求められます。

施策のめざす姿

保育所・家庭・地域の連携により、就学前の子どもの社会性が育まれています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 保育所における教育プログラム数 (講座)	3	5

※¹ : 教育プログラム (ALT による英語、サッカー教室、体操教室、芸術教室など)

施策の方向

① 保育所における教育機能の充実

教育と保育を一体的に提供する認定こども園を設置するとともに、保育所の幼児を対象に外部の専門家による教室を開催し、保育所における教育機能の充実を図ります。

【主な取組】

認定こども園の設置	小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動などの機能を併せ持つ認定こども園を設置します。
保育所における体験教室の推進	保育所の園児を対象に外部から専門家を招聘し、色々な体験をする中で、学ぶことの楽しさを知る機会を提供します。

② 家庭・地域の教育力の向上

家庭におけるしつけ、親子で取り組む家庭学習、子育てへの父親の参加などを促し、家庭における教育力の向上に努めます。また、地域における親子会等の活動を支援するとともに、家庭、保育所、地域の連携強化を図ります。

【主な取組】

保育所での幼児学級の開催	家庭の教育力を高めるために、保育所で「ひよこ学級」を開催し、家庭教育に関する意識啓発を行うとともに、相談や情報提供などに努めます。
--------------	---

2 学校教育

これまでの実績

- 非常勤講師や学習支援員を配置し、少人数指導やチームティーチングによる指導など、指導方法の工夫・改善を図っています。また、教育ボランティア事業を継続的に実施するとともに、小学校からALTやLEGOを活用した英語教育を実施し、英会話に触れる機会、外国の生活や文化に親しむ機会を拡充しています。
- 支援が必要な子どもの家庭への巡回相談とその結果の学校へのフィードバックや校区連絡会の開催などにより、保育～小学校～中学校までの一貫した教育の推進に努めています。
- 地元企業や農業経営者の協力を得て、職場体験を実施し、仕事や社会への関心を深める機会を設定しています。

今後の課題

- 基礎的、基本的な内容を確実に身につけ、個々の児童生徒の能力、適性、興味、関心に応じた指導を行うために、わかりやすい授業の実践に努めるとともに、少人数教育、特別支援教育、英語力の育成などの施策を進める必要があります。
- 児童生徒の不登校や問題行動などに適切に対処するためには、子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談にあたるのが大切です。各関係機関の連携を強化し、相談体制の充実に努める必要があります。
- 多様な教育ニーズの増加に加え、さまざまな地域活動を行う場として、安全性を確保しながら、地域住民が学校を有効に活用することができるように、一層の基盤整備を図っていくことが重要になっています。

施策のめざす姿

**基礎・基本の学力を確実に身につけた子どもが育っています。
全ての児童生徒が一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、前向きな気持ちで学校生活を送っています。**

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 授業理解度の学校アンケートによる理解している児童・生徒の割合 (%)	86.1	現状値以上

※1：三重県民力ビジョンで行う「教育の充実に関するアンケート調査」小学5年生全数調査

施策の方向

① 基礎的学力の向上

学校全体で指導方法や ICT を活用した教材を研究して授業改善に取り組むとともに、学力調査の結果を踏まえて個に応じた指導の工夫や保・小・中における学習内容の共有による学びの充実など、子どもたちの基礎学力の向上を図ります。

また、少人数教育を行うため、非常勤講師を配置して学力向上に努めます。

さらに、学校図書機能を充実させ、読書活動の普及・定着を図ります。

【主な取組】

学力調査に基づく指導の実施	子どもたちの学力の定着・向上を図るために、学力調査などの結果をもとに、指導方法の工夫改善や個に応じた指導を実施します。
少人数教育の推進	基本的な学力のより確かな定着・向上をめざし、町で非常勤講師を雇用し、少人数教育を推進します。
授業改善の推進	各学校においては、指導方法や教材の工夫改善、評価のあり方等を研究し、学校全体で組織的な授業改善を推進します。
保・小・中連携の推進	保育所と小学校、中学校が連携し、子どもの学びの連続性と一貫性を保障するための連携プログラムの開発を進めます。

② 時代にあった教育の推進

地域の自然・農業資源を活用した環境教育、食教育を進め、地域に対する理解を深めるとともに、子どもたちが主体的に進路の選択ができるような職業観を養うために、大学・企業等と連携した授業を実施します。

また、外国語教育や特色ある授業を推進するために、ALTの配置や教育ボランティアの活動内容の充実を図ります。

【主な取組】

農業体験教育の実施	自然や資源を大切に環境教育や、地元の農産物を見直す食教育など、農業資源を活用した体験教育を推進します。
企業等との連携授業の実施	子どもを自立した社会人に育てるために、社会人講師の招へいや大学・企業等との連携による授業等を実施します。
ALTと教育ボランティアの配置	外国語教育の充実や特色ある授業実施のため、ALTの配置を継続するとともに、地域住民による教育ボランティアの活動内容充実とボランティアの増員に努めます。
情報モラル教育の実施	携帯電話・インターネットを適切に活用する能力を習得させる情報モラル教育を実施します。
郷土愛を育む教育の実施	玉城町の郷土愛を玉城町内の小中学校の児童・生徒に育むため、玉城町の自然・歴史・産業等を学ばせるとともに、地域資源の活用方法や課題の共有を図り、玉城町への理解を深めます。

③ 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒が前向きな気持ちで学校生活を送れるように、学習支援員の配置によるきめ細かい教育を推進するとともに、保育所と家庭との連携による途切れのない支援に努めます。

【主な取組】

巡回相談等による保育所・学校や家庭との連携強化	就学前からの途切れのない支援を実施するために、関係機関が連携して巡回相談を実施し、保育所・小学校・中学校や家庭との連携強化を図ります。
学習支援員の配置	一人ひとりに応じたきめ細かい教育を推進するために、町で学習支援員を雇用・配置します。

④ 心のケアの充実

いじめの問題や不登校の子どもに適切に対応するために、スクールカウンセラーや教育相談員の活用により、児童生徒の心に寄り添う相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

相談員等による学校のカウンセリング機能の充実	スクールカウンセラーや教育相談員等の専門家を含めた教育相談体制を整備するとともに、教育相談担当者をはじめとするすべての教員が、教育相談に関する実践的な知識・技術等を高めることのできる研修を進め、学校のカウンセリング機能の充実に努めます。
問題行動への早期の対応	いじめや暴力行為等の問題行動の解決のために、関係機関との連携をはかりながら、児童生徒の心へ寄り添う相談体制の充実と早期の対応を図ります。

⑤ 地域に開かれた学校づくりの推進

地域連携、地域教育力を活用した学校経営のあり方を検討し、新しい時代に対応した開かれた学校づくりを推進するとともに、教育活動の質を高める学校経営の継続的な改革の取り組みや信頼される学校づくりをめざします。

【主な取組】

学校評価制度に基づく学校経営の見直し	地域の教育力を活用して開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度の活用や学校関係者評価の導入により学校経営の在り方を検討します。
学校経営の継続的な改革の推進	三重県型「学校経営品質」の浸透・定着を図り、教職員の意識改革や学校の組織風土改革を進め、学校経営の継続的な改革を推進します。

3 青少年健全育成

これまでの実績

- 地域の子どもたちを地域で育てるための組織として、子ども安全パトロールや青色回転灯パトロールが発足し、地域社会と学校が連携を密にした活動を展開しています。
- 家庭教育の充実のため保護者向けの講演会を実施しています。

今後の課題

- 複数のパトロール団体が活動していますが、参加者の高齢化が進んでいることもあり、団体を統合してパトロール事業の質を高める必要があります。
- 青少年の意見を聞く場を設けながら関係機関などが連携を図っていますが、青少年の抱える悩みや非行内容が複雑化していることから、今後も、関係機関相互の連携を促し、活動の活発化を図る必要があります。
- 今後も、地域における青少年の健全育成や、将来の地域活動を担う人材の育成をめざし、青少年団体の育成・支援やリーダーの育成・確保に努める必要があります。
- 子どもへの教育の基本は家庭教育ですが、核家族化や共働き家族が増え、家庭における子どもの社会性を育む力が弱まっています。「子どもは町の宝」として、地域で子どもを支えるとともに、親子でのふれあいを通じてしつけや生活習慣等を身につけられるような家庭教育への支援を行う必要があります。

施策のめざす姿

家庭、学校、地域の関係団体等が連携して子どもの育ちを支える活動に取り組み、青少年が健やかに成長できる環境が整っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 長期休暇中のパトロール回数 (回)	10	12

※1：青少年を育てる会（指導部）によるパトロール回数

施策の方向

① 青少年の健全育成活動の推進

パトロール活動を実施している団体が連携して、子どもの安全確保のための見守り活動を推進します。また、県条例に基づく立ち入り調査や街頭指導を行い、不良行為等の指導や有害図書の排除等の活動を推進します。

【主な取組】

子ども安全パトロール員、青色回転灯パトロール員等の拡大及び活動支援	登下校時の児童生徒の安全を見守る学校安全ボランティア活動を支援します。 下校時～深夜における青色回転灯車を使用してのパトロールを継続と強化に努めるとともに、講習会の開催等によりパトロール員の増員に努めます。
街頭指導及び立ち入り調査の実施	県青少年健全育成条例に基づく協力店(書店やコンビニ、ゲーム・ビデオ取扱店など)の店舗を見回る立ち入り調査や不良行為、深夜徘徊等の街頭指導を実施します。 県条例に基づく、青少年健全育成協力店の加盟推進事業を行います。

② 青少年を育成する団体の活動支援

青少年を育成する団体の活動を促進するために、団体のPRや活動の支援を行うとともに、活動リーダーを育成して、活動の継続・充実に努めます。

【主な取組】

青少年を育てる会等の活動支援	青少年を育てる会のメイン事業である「ちゃれたま」(子ども体験活動クラブ)を実施します。
----------------	---

③ 家庭教育の推進

家庭における親と子のふれあいの場を確保し、しつけや生活習慣等が身につけられるように、保護者に対して、引き続き講演会を実施していくなど、家庭教育の支援の充実に努めるとともに、PTAや地域と連携した相談体制の強化に努めます。

【主な取組】

家庭教育の支援に向けた講座の開催	家庭における教育力の向上を図るための講座等を開催します。
------------------	------------------------------

4 人権の尊重

これまでの実績

- 「人権が尊重される玉城町をつくる条例」に基づき、玉城町人権フォーラムや講演会、研修会などの開催を通じて啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを進めています。
- 町内の小・中学校では、人権教育推進計画と教職員による人権教育ネットワーク研究会での研究成果をもとに、さまざまな人権問題について学び、豊かな人権感覚を身につけ、差別をなくすために主体的に行動できる子どもの育成をめざす教育に努めています。
- 人権侵害に対する相談機能については、相談員の養成に努め、法務局との連携で特設相談室を設置するとともに、社会福祉協議会との連携で民生委員、人権擁護委員による心配ごと相談を実施しています。

今後の課題

- 子どもや女性に対する児童虐待やセクシャルハラスメントをはじめ、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題が、今なお存在しています。また、近年増加してきているDV（ドメスティック・バイオレンス）は、人権侵害行為であり、犯罪であるという認識がまだまだ低い状況にあります。今後も、権利擁護のための制度の利用促進に努めるとともに、人権問題に対する知識、意識を高める必要があります。
- 学校教育においても、引き続き人権に関する知識を深め豊かな感性を育てるとともに、社会教育においても人権教育を推進する必要があります。
- 人権侵害に対する心のケアは重要であることから、今後は一層、相談体制を充実させていくことが求められます。

施策のめざす姿

学校、家庭、地域住民等が人権に対する理解と認識を深め、問題解決に向けて主体的に取り組んでいます。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※1 「人権擁護や意識の啓発が進んでいること」の満足度 (%)	15.4	20.0

※1：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 人権意識の高揚

「人権が尊重される玉城町をつくる条例」の理念に即し、学習会や講演会、イベントの開催などを通じた啓発活動を実施し、人権問題に対する住民一人ひとりの理解を深め、人権意識の向上に努めます。

【主な取組】

「人権週間」を中心に啓発活動の推進	「人権週間」を中心に、関係機関との連携による企業・団体等への啓発訪問や、町民を対象とした講演会等を開催するなどの啓発活動を推進します。
-------------------	---

② 人権教育の推進

小・中学校を核として、継続的な人権教育を進めるとともに、学校と家庭、地域と協働して、差別やいじめのない環境づくりを進めます。

【主な取組】

玉城町人権教育ネットワーク研究会の活動の充実	町内の小学校、保育所の先生が、町内の学校の人権教育を見学して、共有する「玉城町人権教育ネットワーク研究会」の活動を充実します。
人権フォーラムの開催	各学校が策定した「人権教育推進計画」の実践を推進するとともに、その成果を発表する人権フォーラムを開催します。

③ 人権相談の実施

DVをはじめとする暴力を防止するため、意識啓発に努めるとともに、被害者の一時保護、生活支援に向けた相談体制の充実を図ります。また、関係機関の連携により人権侵害を受けた人のケアや問題解決に向けた的確な対応ができる体制づくりを進めます。

【主な取組】

DV防止及び被害者支援	「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」をもとに、県の関係機関と連携し、調査研究、DV防止の周知・啓発、相談や一時保護などの実施、調査研究などを進めます。
各種相談会の開催	相談内容に応じて適切に関係機関へつなげるために、DV、子どもや高齢者・障がい者の虐待など、権利擁護についての相談会を開催するとともに、人権擁護委員との協力により相談会を開催します。

（3）多世代が交流し、生きがいと活躍の場があるまち

1 文化・芸術

これまでの実績

- 文化協会が中心となって自主的な文化活動が行われ、その活動成果を発表する場として、芸能発表会、町民創作美術展が開催されています。
- 公民館において、多様な文化ニーズに対応するために文化講座を開催しており、毎年新たな講座の開設に努めています。
- ふるさと納税を利用したコンサートや、各種団体との連携による美術展を開催しています。
- 国際交流協会において地元企業等へ派遣される外国人技術者との交流や国際理解講座の開催等を行っています。

今後の課題

- 文化協会や公民館で開催している文化講座等の活動の参加者は、主に中高年が中心となっていることから、今後は、子どもや若い世代を対象とした文化教室等を開催するとともに、住民全体の文化意識を高めるための文化講演会の開催などが求められます。
- 文化・芸術についての情報提供に努めていますが、質の高い文化・芸術に触れる機会が少ないのが現状です。県の文化会館、美術館、博物館や周辺市町の文化施設などと連携・分担し、質の高い展示等の開催が求められます。

施策のめざす姿

町民が多様な文化に触れ、親しみ、創造することで地域の文化の裾野を広げています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 文化協会加盟団体数 (団体)	33	36
※ ² 町民創作展への出展者数 (人)	371	383

※¹：加盟団体の実数

※²：出展者の実数

施策の方向

① 文化活動の拡充

自主的な文化活動が活発となる環境づくりを進めるために、各文化・芸術団体の活動支援や各年代層の応じた学習講座・文化講座を開催します。

文化・芸術団体への活動の支援のために、活動への助成や活動成果の発表の場づくりを支援します。

【主な取組】

生涯学習講座・文化講演会の開催	生涯学習講座として高齢者学級・幼児学級・家庭学級等の各年代に沿った生涯学習講座を実施するとともに、文化講演会を開催します。
各文化・芸術団体の活動の拡充	文化・芸術団体への助成を行うことにより自主的な文化活動の拡充を図ります。
文化活動の発表機会の充実	町民への文化活動等の発表の場や機会を提供するため、町主催で町民創作展を継続的に開催するとともに、文化協会による芸能発表会の開催を支援します。
国際交流協会の活動支援	地元企業等へ派遣されている外国人技術者等との交流活動や町民の国際理解を深めるための活動を支援します。

② 文化意識の高揚

住民が質の高い文化に触れる機会をつくるために、県や周辺市町の文化施設および文化団体などの協力を得ながら、コンサート、美術展、芸術活動などの実施に努めます。

【主な取組】

ふるさと納税を利用したふるさとコンサートの実施	町民の多様なニーズに対応するために、あらゆる分野のコンサートを実施します。
美術展・特別公開の開催	各種団体等の協力を得ながら美術展を実施するとともに、地域で美術品等を収蔵している方などに特別公開の開催を働きかけます。

2 生涯学習

これまでの実績

- 平成 24 年度に「玉城町生涯学習振興基本計画」を策定し、その方針を踏まえて各種事業を実施しています。
- 住民ニーズにあった生涯学習講座を進めるため、住民が企画する講座を取り入れるとともに、ホームページやケーブルテレビなどを通じた学習機会、学習情報の提供にも努めています。
- 住民が楽しく学べる場として公民館講座を開催しており、講座数も徐々に増やしています。

今後の課題

- 生涯学習は各個人の自発的意思に基づいて選択され、行われることを基本としています。特に、住民の「個人の要望」を踏まえるとともに、「社会の要請」に合わせて、行政が住民の学習活動を支援することが求められます。また、学習を通じ、自分自身の知識や見聞を広げるためだけでなく、学習成果が地域に還元されるような活動が求められています。
- 生涯学習講座や高齢者を対象とする福寿学級への参加希望者が年々増加傾向にあり、参加者をさらに増やすために、より一層、学習機会と学習情報の充実を図る必要があります。
- 生涯学習に関するボランティア、指導者等の人材発掘を積極的に進めていますが、指導者の人材は不足しており、より積極的に人材育成をしていく必要があります。
- 公民館だけではなく、図書館、資料館等についても地域の学習・情報の拠点施設として位置づけ、活用していく必要があります。また、情報通信技術を活用した学習に対応できていないことから、eラーニングなどに対応した情報端末等を整備する必要があります。

施策のめざす姿

多くの住民が様々な学習活動に積極的に取り組み、その成果を生かして地域で活躍しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 生涯学習施設（中央公民館）の講座数（講座）	16	19
※ ² 町図書館の貸出冊数（冊）	15,667	15,700

※¹：中央公民館で開催される生涯学習講座数

※²：年間の図書貸出点数

施策の方向

① 公民館機能の向上

住民ニーズに対応した講座の充実に努めるとともに、生涯学習にかかる情報提供の充実に図ります。

【主な取組】

公民館講座の充実	公民館機能の向上を図るために、公民館講座の内容を充実します。
生涯学習情報の提供	効果的な情報提供方法を検討し、関係機関が開催する各種の講座等の情報を総合的に提供します。

② 指導者の育成・発掘

生涯学習の指導者や活動を支える人材を育成・発掘するとともに、活動できる場づくりを進め、活発な活動の展開を図ります。

また、次世代のリーダー人材の育成を図るとともに、若者が交流できる事業を企画・開催し、次世代を担う人材を発掘します。

【主な取組】

指導者・ボランティアの養成	子ども体験教室の指導者の発掘とボランティアの公募を行うとともに、指導者・ボランティアの養成講座を開催します。
玉城塾の開講	次世代を担うリーダーの養成を行う講座を開催します。
若者の交流の場づくり	実行委員会を組織化し、TMMF (Tamaki Music Monster Festival) を開催し、若者の交流の場をつくります。

③ 生涯学習環境の整備

学習・情報の拠点として、中央公民館の機能の有効活用や図書の充実に図るとともに、将来に向けて他の施設も含めた複合化を検討します。

【主な取組】

中央公民館の有効な活用の推進	中央公民館に情報端末を設置するなど、生涯学習の拠点施設としての機能を強化し、施設の有効活用を推進します。
図書の充実	町民のニーズに合った図書の充実に図ります。

3 生涯スポーツ

これまでの実績

- 総合型地域スポーツクラブが中心となって、年齢に応じた活動メニューを提供し、誰もが気楽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進しています。
- スポーツ推進委員（旧：体育指導員）の育成を行うとともに、スポーツ推進委員等の協力を得て個々のニーズに応じたスポーツ事業を展開し、スポーツ人口の増加に努めています。

今後の課題

- 健康意識の高まりから、スポーツや簡単な運動に取り組む人が増えています。生涯スポーツに対する住民ニーズの把握に努めるとともに、スポーツ推進委員等の協力や各種スポーツ団体間のネットワークにより、ニーズに対応した多様なスポーツ活動を展開しながら、更なるスポーツ人口の拡大に努める必要があります。
- スポーツの振興を図るうえで指導者の役割は大きいことから、スポーツ推進委員、スポーツ指導者に対し、新たなメニューや指導方法の習得を図るための研修会等への参加を促進し、住民のニーズに対応した指導者を確保、育成する必要があります。
- 本町では、町のスポーツ施設が活発に利用されていますが、中央公民館体育センター、総合グラウンドや弓道場など、一部施設が老朽化してきています。こうした施設については、住民スポーツニーズの多様化に対応して、子どもや高齢者、障がい者に配慮した施設整備を検討する必要があります。

施策のめざす姿

多くの住民がスポーツとの多様なかわりを通して、日常的に運動に親しみ、健康とふれあいの喜びを感じています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 総合型地域スポーツクラブ会員数 (人)	522	600
※ ² スポーツイベントの開催数 (回)	4	5

※¹：「たまき文化スポーツクラブ」の会員数

※²：町民体育祭、歩こう大会、田丸城跡健康マラソン、体力測定

施策の方向

① 生涯スポーツ推進体制の構築

生涯にわたって誰もがそれぞれの年齢や体力・技術・目的に応じ、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」気軽にスポーツに親しめる町民主体となる総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。

【主な取組】

総合型地域スポーツクラブによる生涯スポーツの推進	総合型地域スポーツクラブの活動メニューを充実し、生涯スポーツを推進します
--------------------------	--------------------------------------

② 指導者の育成・発掘

スポーツ人口の拡大に必要なスポーツ活動の充実を図るために、広く住民からスポーツ指導者となる人材を発掘、育成します。

【主な取組】

スポーツ推進委員等の指導者の公募・育成	スポーツ推進委員の公募を行うとともに、指導者研修会への参加を促し、指導者の育成を図ります。
---------------------	---

③ 生涯スポーツ環境の整備

スポーツしやすい環境づくりに向けて、学校施設を有効に活用するとともに、施設サービスの向上を目的とした指定管理者制度の導入を検討します。

また、中央公民館等の老朽化している社会体育施設の整備にあたっては、誰もが利用しやすい施設となるように複合施設化を検討します。

【主な取組】

学校等の公共施設の有効活用	住民が利用するスポーツ施設として、学校等の公共施設の有効活用を図ります。
体育施設等のサービス向上を図るための指定管理者制度の導入検討	施設サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入に努めます。

4 男女共同参画

これまでの実績

- 男女平等に対する意識を高めるため、情報誌の窓口配布、広報紙への情報掲載により普及啓発活動を行うとともに、女性グループ等、住民を対象とした講演会、研修会を実施して、意識の高揚を図っています。
- 女性の社会参画に向けて子育て支援策の推進を図るために、放課後児童クラブを整備するとともに、介護・在宅福祉サービスとして「玉城町ファミリーサポート緊急ネットワークセンター事業」を開始しました。

今後の課題

- 男女平等に対する意識を高めるために、広く住民に周知できるよう、広報スペースや情報ツールの活用を拡大して情報提供を行う必要があります。
- 講演会、研修会などは、子育て世代を中心とした内容の事業が多く、対象者・年齢層に偏りがあるため、今後は、関心が薄い年齢層や企業などにも、幅広く働きかける必要があります。
- 未だ家庭、地域、職場等の社会のさまざまな場で、家事、育児、仕事、介護など、男性・女性の役割分担について固定的な意識が残っています。女性の社会参画には、夫婦や家族の理解のほか、地域社会全体で受け入れる体制づくりが必要となっています。
- 本町では、審議会、委員会などの政策決定の場への積極的な女性登用に努めています。より一層、審議会、委員会等への女性登用を推進するため、性別にとらわれず個人の能力に応じ、あらゆる分野で積極的な登用に努めなければなりません。

施策のめざす姿

町民一人ひとりが性別にとらわれず、それぞれの生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野に参画しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 連携映画祭が男女共同参画について考えるきっかけとなった人の割合 (%)	55.0	60.0
※ ² 審議会等における女性委員の登用率 (%)	24.7	30.0

※¹：三重県内男女共同参画連携映画祭でのアンケート調査

※²：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用数
地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用数

施策の方向

① 男女平等に対する意識の高揚

男女共同参画意識の啓発を図るために、イベント、学校教育などのあらゆる機会を捉え、意識の浸透を図る活動を展開するとともに、広報紙、ホームページ等を最大限利用して、わかりやすい情報提供に努めます。

【主な取組】

男女共同参画意識の普及啓発と子ども教育の推進	広報や映画祭などのイベント等による啓発活動を展開し、特に、若年齢層や、男性への啓発を図るとともに、学校における子どもへの教育を進めます。
------------------------	--

② 女性の社会参画への支援

女性が社会の中で自らの能力を発揮できるように、能力開発のセミナー・学習会の開催、仕事と子育てが両立できる環境の整備、企業のワーク・ライフ・バランスの推進などを図ります。

【主な取組】

子どもを持つ女性の社会参画を促す託児・保育サービス等の充実	子育て中の女性がセミナー等への参加や仕事への従事しやすいようになるように、託児サービス、延長保育、一時預かり等の保育サービスやファミリーサポートセンターの充実を図ります。
ビジネス研修・キャリアアップ研修の実施	育休後の女性の円滑な職場復帰や再就職に向けて、民間企業等と連携してビジネス研修やキャリアアップ研修を行います。
ワーク・ライフ・バランスの啓発	町内・近隣市町の事業所に対して、男性従業員や管理職を対象とした男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスの実践に向けた啓発・学習機会を設けます。

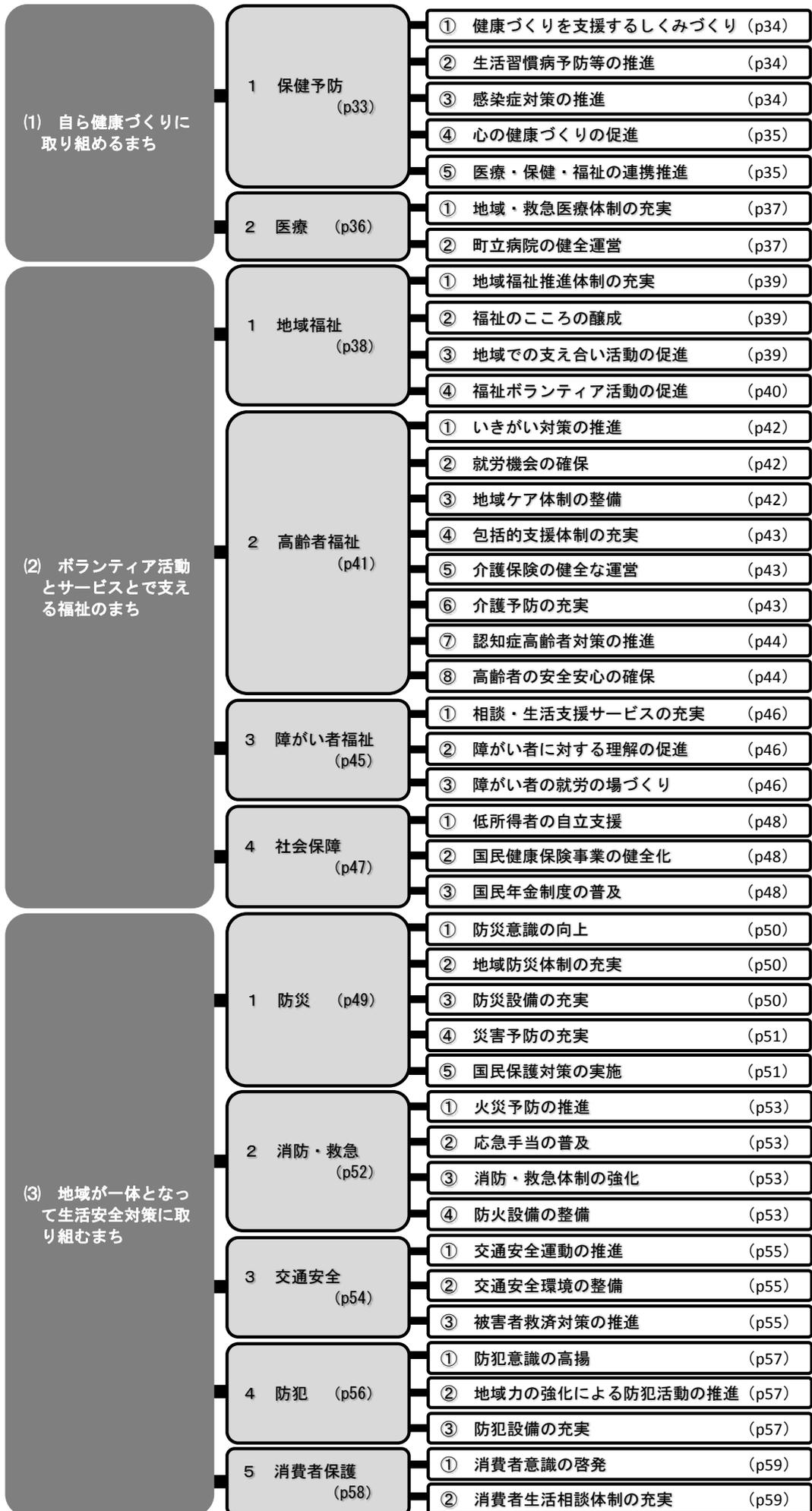
③ まちづくりにおける女性の登用

性別にとらわれず個人の能力が評価され、女性の能力を平等に生かされるために、女性の登用を促進します。

【主な取組】

政策・方針決定への女性の参画の推進	審議会や各種団体役員などへの男女のバランスのとれた登用を進めることなどにより、地域社会における政策・方針決定への女性の参画を推進します。
役場の管理職の登用・能力開発	町において、男女の区別なく管理職への登用や配置を行うとともに、職員の意識啓発や能力開発に向けた研修等を積極的に行います。

**2.みんなが健康で、
ともに支え合う安全・安心なまち**



(1) 自ら健康づくりに取り組めるまち

1 保健予防

これまでの実績

- 各地区に出向き、生活習慣病予防の講話や血圧測定、検尿、体操、健康相談などを通じて、市民の健康増進事業を実施しています。
- 健康しあわせ委員と協働しながら、各地区の実情に合わせて体操やウォーキングなど趣向を凝らした活動を行ういきいき健康サポート事業を実施しています。
- 特定健康診査に基づくメタボリックシンドロームに着目した指導の実施、食生活改善推進員による栄養面における知識の啓発・普及、トレーニングセンターと連携した継続して運動に取り組める環境づくりなどにより、生活習慣病の予防に努めています。

今後の課題

- 健康づくりについての住民の関心は非常に高まっています。今後も引き続き生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐため、運動習慣の定着、「食」を大切にする心や健康的な食習慣の形成など、継続的な健康づくりに向けた取り組みが求められています。
- 平成 20 年度から、健康増進法に基づく各種健康診査や検診を実施していますが、子宮がん・乳がん検診の受診率は、全国平均、三重県平均に比べて高くなっていますが、国・県平均より低い検診については今後も受診率の向上に努める必要があります。
- 新型インフルエンザ等の感染症の発生を未然に防止するための取り組みや、発症後迅速な情報発信できる体制の構築など、感染症対策を推進していく必要があります。
- 景気の低迷や格差の拡大、社会にまん延するストレスなどを背景に、心に問題を抱える人が増加しており、これらの問題を早期に発見し、ケアする体制づくりが必要です。

施策のめざす姿

地域住民がそれぞれ生活習慣の改善と健康づくりに取り組んでいます。医療・保健・福祉の連携により、適切な医療・保健サービスが受けられ、安心して暮らせる地域となっています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 特定健康診査質問票において 1 回 30 分以上の運動習慣なしの割合 (%)	62.0	56.0
※ ² 大腸がん検診の受診率 (%)	28.7	32.0
※ ³ 子宮がん検診の受診率 (%)	75.9	80.0
※ ⁴ 乳がん検診の受診率 (%)	78.5	80.0

※¹ : 国民健康保険特定健康診査受診者の問診データより

※² : 「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率算定年齢を 40~69 歳 地域保健報告・健康増進事業報告より

※³ : 「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率算定年齢を 20~69 歳 地域保健報告・健康増進事業報告より

※⁴ : 「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率算定年齢を 40~69 歳 地域保健報告・健康増進事業報告より

施策の方向

① 健康づくりを支援するしくみづくり

住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるように、健康に関する情報提供、健康教室、健康相談等を通じて、広く町民に健康について考えてもらう機会を作ります。また、健康しあわせ委員等との協働で、各地区において健康づくりの実践活動を推進します。

【主な取組】

健康増進事業（健康教育・健康相談）の推進	健康情報の提供、健康教室・健康相談を通じた指導・助言を行いながら自主的な活動を促す事業を推進します。
いきいき健康サポート事業の推進	健康しあわせ委員と協働した地域の健康づくりを推進します。
健康しあわせ委員、食生活改善推進員の育成	健康づくりを町と協働で進める団体を確保するため、健康しあわせ委員、食生活改善推進員の育成に努めます。
介護予防事業との連携強化	高齢者の運動器の機能向上を目的に介護予防事業を実施し、関係機関との連携強化に努めます。

② 生活習慣病予防等の推進

疾病の予防や早期発見のために、健康診査や各種がん検診の周知と受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上をめざします。また、若年期健康診査と保健指導の充実、特定健診後の指導の充実などを関係機関と連携して取り組み、生活習慣病の予防を推進します。

歯科疾患の予防を図るために、成人、老年期の歯科保健対策に取り組めます。

【主な取組】

健康増進事業（各種がん検診）の推進	各種がん検診の検診率向上に向け、啓発活動や検診体制の拡大を推進します。
若年期健康診査と特定健診事業の推進	若年期の健診の受診率向上により疾病の早期発見と、国民健康保険と連携した健診後の保健指導を行う特定健診事業を推進します。
歯科保健対策事業の推進	口腔衛生意識の向上と、歯科疾患の予防の取組を進めるため、高齢者、成年の口腔総合健康診査、歯周疾患健康診査を推進します。
トレーニングセンターを活用した生活習慣病予防対策	トレーニングセンターと連携して、継続して運動に取り組める環境を住民に提供し、生活習慣病の予防に努めます。

③ 感染症対策の推進

インフルエンザなどの感染症についての正しい知識と発生傾向を的確に住民に周知し、住民に感染症予防を働きかけます。また、感染症が発生した場合には、関係機関と連携し、玉城町業務継続計画（新型インフルエンザ対応）を発動し、発生

動向の把握と迅速な対応、的確な防疫措置を講じることによる、感染症の拡大防止を図ります。

【主な取組】

インフルエンザ等の予防接種の推進	予防接種に関する啓発と助成を行い、予防接種率の向上をはかるとともに、予防接種に関するさまざまな相談や予防接種時に注意が必要な方への接種を行う三重県予防接種センター事業を実施します。
------------------	--

④ 心の健康づくりの促進

医療機関と連携して、精神疾患に対する理解の普及・啓発を行い、早期発見・早期対応を図ることで、重症化を防ぐなど、心の健康づくりを進めます。

【主な取組】

精神疾患に対する理解の普及	地域、職場、学校の支援を得ながら精神疾患に関する正しい知識の普及と適切な対応を促します。
傾聴ボランティア育成事業	悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動を行う傾聴ボランティアを育成します。

⑤ 医療・保健・福祉の連携推進

住民の健康保持を図るため、関係機関が連携して、健診データ等を活用して、住民一人ひとりに適切な医療・保健サービスが迅速かつ効果的に提供できる体制づくりを進めます。

【主な取組】

地域の医療体制の連携強化	検診データの活用などの情報を共有・活用し、住民一人ひとりに適切な医療・保健サービスを迅速かつ効果的に提供できるように、医療・保健・福祉の連携を強化します。
--------------	---

2 医療

これまでの実績

- 本町は、平成27年4月現在、町立病院をはじめ、内科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科など8医院のほか、歯科、調剤薬局等医療機関が充実しています。
- 町立玉城病院では、常勤医師3名の確保に努め、地域の中核的医療機関としての役割を果たしています。

今後の課題

- 急速な高齢化の進行、医師・看護師不足など、医療を取り巻く環境は変化するなかで、限られた医療資源を有効に活用するため、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実など、医療・保健・福祉サービスを切れ目なく提供する地域医療連携体制づくりが求められています。
- 本町においても、玉城病院をはじめとする町内の医療機関、ならびに周辺市町と連携し、地域医療・救急医療体制の充実に努めるなど、住民が安心して医療を受けることができる体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- 玉城病院については、地域の中核的医療機関としての機能を果たしながら、公営企業として健全運営を維持することが求められます。
- 医療費の増加にともない、社会保障制度を支える若年層の負担が今後増加していくと予測されるため、効率的な医療システムの構築とともに生活習慣病の予防、早期発見・早期治療が重要課題となっています。

施策のめざす姿

玉城病院の中核的医療機関としての機能の維持と向上が図られるとともに、町内外の医療機関・保健・福祉との連携が進み、住民が安心して暮らすことができる医療サービスが提供されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※1 「医療体制が充実していること」の満足度 (%)	41.6	45.0

※1：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 地域・救急医療体制の充実

玉城病院をはじめ、地域の医療機関に従事する医師・看護師を確保し、医療の質の維持・向上を図るとともに、地域の医療機関相互の連携と機能分担、日頃から安心して相談できる「かかりつけ医」の定着を図り、地域の医療体制の充実に努めます。

また、救急医療に関する情報提供の充実に努め、救急医療の適切な利用を促進します。

【主な取組】

医師・看護師等の医療従事者の確保	地域医療に従事する医師・看護師等医療従事者の確保に努めます。
地域医療体制の充実	医師会・医療機関とのネットワークの強化を図り、病気やけがに応じた適切な機能分担を行い、安定的・継続的な地域医療体制の充実強化に努めます。
伊勢市の休日・夜間応急診療所利用等の情報提供	休日・夜間の診療体制としては伊勢市の休日・夜間応急診療所を利用するほか、広報紙やホームページで救急医療体制の情報を提供します。

② 町立病院の健全運営

玉城病院を地域の中核病院として、機能の充実と安定した運営を図るために、業務の民間委託やジェネリック医薬品使用推進により、業務の効率化と経費削減を推進します。

【主な取組】

業務の民間委託の検討	経営の効率化を図るために、民間委託可能な部門の委託化を検討します。
ジェネリック医薬品使用推進による経費削減	長期継続契約の導入、ジェネリック医薬品使用推進、医療材料等の在庫管理の徹底による経費削減を図ります。

(2) ボランティア活動とサービスとで支える福祉のまち

1 地域福祉

これまでの実績

- 社会福祉協議会を中心とする「元気ですたまき委員会」で地域の福祉課題を洗い出し、その課題解決に向けて平成 24 年度に「地域ふくし力向上計画」(計画期間 3 年)、平成 27 年度に「第 2 期地域ふくし力向上計画」(計画期間 5 年)を策定し、計画を実践しています。
- 社会福祉協議会にあるボランティアセンターの活動を支援し、ボランティアを養成するとともに、「元気ですたまきまつり」で活動を PR して、ボランティア活動への参加を促しています。

今後の課題

- 高齢者や障がい者、低所得者等を含むすべての住民が、住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けられるまちを実現するためには、福祉のこころの醸成を図るとともに、地域全体で住民が相互に支えあい、助けあう福祉社会の実現が求められます。
- 高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安全で快適に生活できるよう、公共的施設のバリアフリー化を推進し、福祉環境の充実に努めていく必要があります。また、近年増加している在住外国人は、行政をはじめ、地域・企業などからの情報を理解するのが難しく、情報が伝わりにくい状況にあります。すべての人にやさしいまちづくりを推進するためにも、外国語による生活支援サービスを充実する必要があります。

施策のめざす姿

地域福祉の担い手である地域住民による助け合い、支え合いによって、誰もが安心して生活することができる地域となっています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 地域福祉活動の進捗評価 (点)	3.75	4.05
※ ² ボランティア登録者数 (人)	401	460

※1：地域活動計画「地域ふくし力向上計画」実績評価。5点満点

※2：社協所管ボランティアセンター登録者数

施策の方向

① 地域福祉推進体制の充実

ICT を活用して地域の保健・福祉課題を把握するとともに、社会福祉協議会が中心となって「地域ふくし力向上計画」の実践と定期的な見直しを行い、地域福祉活動を推進します。

また、包括支援センターや民生委員・児童委員と連携して、多様な相談に対応できる相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

地域福祉活動計画の推進	地域福祉活動計画となる「地域ふくし力向上計画」にもとづき、地域福祉活動を推進します。
保健・福祉ニーズや課題の把握	きずなビックデータを活用し、住民の保健・福祉ニーズや課題を把握・分析します。
民生委員・児童委員の活動の促進	民生委員・児童委員の地域の実情を踏まえた適正な配置と資質向上のための研修を行い、民生委員・児童委員の活動を促進します。

② 福祉のこころの醸成

住民の「ともに支え合い、助け合う」意識を高めるために、「元気ですたまき委員会」が中心となって、子どもから高齢者までが声と声を交わし、心と心を通わせる「あいさつ運動」を推進します。また、学校教育や生涯学習の場を通じて、福祉の教育・学習に取り組み、福祉の心の醸成を図ります。

【主な取組】

「元気です玉城委員会」を中心とした「あいさつ運動」の推進	あいさつが行き交う明るい町づくりを進めるために、元気ですたまき委員会を中心とした「あいさつ運動」を推進します。
福祉共育の推進	幼少期から高齢期まで生涯にわたり、多様な実践を交えた福祉共育(大人も子どもも地域の中で 共に生き、共に学びあい、共に育つ力を育む)を推進します。

③ 地域での支え合い活動の促進

地域の福祉活動を支える人材を育成するとともに、自治会等の地域の様々な団体と連携して、サロンの開催などニーズに合った活動を促進します。

【主な取組】

ボランティアや福祉協力員等地域福祉を支える人材の育成	地域住民のボランティアや福祉協力員など地域福祉を支える人材を育成する養成講座や体験教室を開催するとともに、活動を支援します。
地域の支え合い活動の促進	地域で活躍する様々な福祉組織や団体、自治会等との連携を強化し、サロン活動などの支えあい活動を促進します。

④

福祉ボランティア活動の促進

社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動やNPO活動の理解を深めるためのPR機会を設定するとともに、ボランティアの体験機会や研修を拡充してボランティア活動への参加を促します。

【主な取組】

福祉ボランティアグループへの活動支援	ボランティア活動の経験がない人にも広くボランティア活動を周知し、活動への参加を促進するとともに、ボランティア団体への活動助成を行い、活動を支援します。
NPO・ボランティアの参加・交流機会の拡充	ボランティア活動への住民参加を促進するため、福祉ボランティア活動への参加体験機会の拡充とボランティア同士の交流機会を拡充します。

2 高齢者福祉

これまでの実績

- 地域の老人クラブ、健康しあわせ委員、民生委員、区長などが協働で介護予防サロン（柔らかクラブ）を5ヶ所設置しています。
- 地域包括支援センターに障がい部門や低所得者部門を併設した「地域包括支援室」を設置し、相談支援窓口の一元化を図っています。
- 認知症サポーターである「サポーターさくら」の育成と活動支援を行い、認知症について正しい知識を持つ人が増えています。
- 平成26年度から地域ケア会議を設置し、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを開始しました。

今後の課題

- 介護が必要になったら施設に入所したいと考える人が増加しています。介護保険制度の理念の普及啓発に努めるとともに、高齢者自らの選択が可能となるように支援しつつ、元気な高齢者がいつまでも働くことができる環境を提供する必要があります。
- 認知症や一人暮らしの高齢者などが今後ますます増加するなかで、介護保険などの公的サービスの充実だけでなく、近隣住民やNPO、ボランティアなど、地域のさまざまな人的資源を活用し、身近な地域できめ細やかなサービスを提供する必要があります。そのため、認知症に対する啓発活動を積極的に実施するとともに、互いに見守りあい、声をかけあえる地域づくりの促進、成年後見制度の活用など、高齢者を守る制度の普及、啓発に努める必要があります。
- 一人暮らし高齢者や支援を必要とする高齢者の実態を十分把握するとともに、住民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、身近な地域で相談できる体制を整備する必要があります。（空き家を利用したつどい場を活用する。）
- ICT（伝達能力を重視する情報技術）を活用してオンデマンドバスの運行管理を行うと同時に、「外出支援サービス」、「安全見守りサービス」を提供することにより、生活の足を確保しつつ、安全で安心な地域生活のしくみづくりを検討する必要があります。

施策のめざす姿

支援が必要となっても、一人ひとりの高齢者に応じた質の高いサービスが提供され、高齢者が地域で安心して生活できる環境が整っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 介護予防サロン（柔らかクラブ）の数（箇所数）	5	12
※ ² 要介護認定者の出現率（%）	16.1	18%以内を維持

※1：自治区等で運営している運動教室の数

※2：65歳以上の要介護（要支援）認定者数/65歳以上高齢者数

施策の方向

① いきがい対策の推進

心身ともに健康で豊かな高齢期を過ごすために、学習や体力づくりに取り組める生涯学習の場を充実するとともに、活動グループを育成します。

【主な取組】

高齢者の学習、体力づくりの場の提供	教育委員会の生涯教育部門と連携し、高齢者が学習や体力づくりに取り組める場を提供します。
独居高齢者を対象とした「びんの会」の活動支援	独居高齢者を対象とした「びんの会」の活動支援を行います。
高齢者の社会活動への参加促進	社会貢献活動に取り組む老人クラブを支援するとともに、研修会の開催など高齢者の社会活動への参加や地域交流を促進します。

② 就労機会の確保

元気な高齢者が、いきいきと働ける場を提供するために、高齢者と企業向けにシルバー人材センターの広報活動を実施し、シルバー人材センターの人材や仕事の幅を広げて活用を促します。

また、高齢者のマンパワーを活用したビジネスの展開を促進します。

【主な取組】

シルバー人材センターへ登録促進	シルバー人材センターの仕事について広報活動を行い、働く意思を有する方に登録を促します。
事業所等への広報活動実施	シルバー人材センターの活用について、事業所等に広報を行います。
高齢者のマンパワーを活用したビジネス展開の促進	増加する高齢者のマンパワーを活用し、それら福祉・保健分野の支援者として育成及び事業展開を促進します。

③ 地域ケア体制の整備

高齢者が地域できめ細かなサービスが受けられよう医療関連機関や福祉施設、行政機関、民間事業者が連携して、必要なサービス提供するとともに、地域での支え合い活動を促進するために、活動の拠点となる居場所を設置し、ボランティアや生活支援サポーターの育成及び活動を支援します。

【主な取組】

傾聴ボランティアや生活支援サポーター等の育成	高齢者の話を聴いたり、簡易な生活支援（買物・掃除・調理等）ができる人材を育成します。
地域の居場所づくり	空き家や公民館などを利用し、認知症の人、障がいを持った人、介護を受けている人、子ども等とその家族、誰でも自由につどえる「居場所」の設置を進めます。
地域ケア会議の開催	地域の医療関連機関や福祉施設、行政機関、民間業者が交流し、抱えている問題や支援困難ケースについて話し合う地域ケア会議を開催します。

④ 地域包括支援体制の充実

「地域包括支援室」を中心とした相談窓口の一本化により、きめ細やかな相談体制の充実を図ります。

また、サービスの質の向上を図るために、ケアマネージャーやサービス事業者向けの研修の充実を図ります。

【主な取組】

介護相談員派遣事業の活用によるサービスの質の向上	地域サービス向上連絡会の充実を図るとともに、介護相談員派遣事業を活用し、施設及び在宅、地域密着型サービスの質の向上に努めます。
ケアマネージャーや事業所を対象とした研修会の開催	ケアプラン勉強会、ケアネット会議、ケアプランチェックなど介護保険制度の中核を担う人材であるケアマネージャーやサービス事業者の情報提供を行うとともに、資質の向上のための研修会を開催します。

⑤ 介護保険の健全な運営

介護保険サービスの必要な人が必要なサービスを適正に利用できる環境づくりに取り組みます。ケアプランのチェック、サービス事業者の指導・監査等を実施し、介護給付費の適正化に努めます。

【主な取組】

ケアプランの適正化の推進	事業所ごとにケアプランの点検を実施し、自立支援に結びついた内容になっているかを確認してケアプランの適正化を推進します。
介護給付の適正化の推進	ケアプランに沿った介護サービスが提供されているかどうかや、国保連合会データの活用や福祉用具、住宅改修の確認を実施するなど、給付費の適正化を推進します。
適正な要介護認定の実施	県が実施する認定調査員研修や審査会委員研修への参加を促し、適正な認定を実施します。
在宅生活の継続の支援	高齢者個々の問題の解決策を地域ケア会議で検討し、その人らしく在宅生活が継続できるように支援します。

⑥ 介護予防の充実

高齢者の健康の保持・増進を図り、要介護状態にならないようにするために、介護予防に関する啓発に努めるとともに、地域の介護予防サポーターや健康しあわせ委員の協力のもとで介護予防教室、運動教室を開催するなど、介護予防止業の充実を図ります。

【主な取組】

介護予防の普及啓発と介護予防教室の充実	地域の老人クラブやサロンなどの集まりを活用し、介護予防についてのミニ講話を実施し、介護予防の普及啓発を行います。また、必要な人には介護予防教室への参加を促し、効果的な介護予防止業が実施できるように内容の充実を図ります。
---------------------	---

介護予防サポーターの育成	身近な地域で運動を中心とした介護予防に取り組めるように、介護予防サポーターを育成します。
介護予防サロン（柔らかクラブ）活動の支援	介護予防サロン（柔らかクラブ）の立ち上げ及び運営活動を支援します。

⑦ 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者が地域で安心して過ごせるように、あらゆる媒体を活用して認知症についての地域住民の理解を深めるとともに、認知症サポーター等の見守る人材を育成します。また、認知症高齢者の権利を守るために、成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度の普及啓発に努め、対応できる体制を整えるために、広域（近隣町）と調整しながら後見サポートセンターの設置を検討します。

【主な取組】

認知症サポーター「サポーターさくら」の活動支援	認知症サポーター「サポーターさくら」の組織化や活動を支援します。
成年後見制度の利用促進	民生委員などを対象とした研修会の開催や、必要な人が活用できるように支援を行い、成年後見制度の利用を促進します。
徘徊高齢者など見守りネットワークの構築	県が実施する高齢者虐待防止、権利擁護研修に派遣するとともに、地域内で声かけの訓練を行うなど、地域の見守りネットワークを構築します。

⑧ 高齢者の安全・安心の確保

高齢者や障がい者の移動手段となる「元気バス」の外出支援サービスにあわせて、ICTを活用した見守りサービスを実施します。

また、交通安全の観点から高齢者の運転免許の返納を促しつつ、元気バスの利用を促進します。

【主な取組】

ICTを活用した見守りサービスの実施	ICT（伝達能力を重視する情報技術）を活用した見守りサービスの実施を図ります。
元気バス（オンデマンドバス）による外出支援	高齢者や障がい者の移動手段として元気バスを運行し、高齢者の外出を支援します。

3 障がい者福祉

これまでの実績

- 障害者総合支援法に基づいて「玉城町障がい者基本計画及び障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉に係る施策を推進してきました。
- 地域自立支援協議会で、障がいのある人が地域で過ごすために必要なサービスや就労の場について専門部会を立ち上げ協議しています。

今後の課題

- 近年、何らかの障がいがある人は増加傾向にあり、さらに高齢化、障がいの重度化、重複化が進んでいます。こうした中、障がい者の地域移行を促進するにあたって本町の支援体制が十分とは言えないことから、今後は、社会福祉協議会を中心に、地域活動支援センター事業を進め、生活支援サービスの充実に努める必要があります。
- 障がい者の就労相談を実施していますが、実際の雇用につながっていないことから、今後も、地域の企業への働きかけを行い、障がい者の就労の場づくりに努める必要があります。
- 障がい者も障がいのない人と同様に充実した人生を送るためには、生涯学習やスポーツ・レクリエーションの充実に努めるなど、障がい者の生きがい活動を支援していく必要があります。

施策のめざす姿

福祉サービスの充実や地域住民の理解が深まり、障がいのある人が地域で活動できる環境が整っています。

障がいのある人がその人の適正と能力に応じた就労の場が確保されるなど、自立と社会参加できる環境が整っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 障がいがあっても差別や偏見を感じることがない割合 (%)	58.5	60.0
※ ² 基幹相談支援センターの設置数 (箇所)	0	1

※¹：第4期障がい福祉計画アンケート調査

※²：第4期障がい福祉計画

施策の方向

① 相談・生活支援サービスの充実

障がい者が地域の中で自立した生活が送れるようにするため、基幹相談支援センターの設置など、相談体制の充実を進めるとともに、障がい者の自主的な活動への支援等とあわせて、日中における活動の場を確保し、それぞれの障がいにあったサービスの充実を図ります。

【主な取組】

基幹相談支援センターの設置	地域相談支援事業の充実を図るため、総合的な相談機能を有し、地域の相談支援の中核となるセンターを設置します。
地域生活支援事業の推進	関係機関等と連携して、障がい者のニーズに応じて自立や社会参加を促す事業を総合的に推進します。

② 障がい者に対する理解の促進

ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がい者に対する正しい理解と認識を広げるために、様々な機会を通じて啓発に努めます。

【主な取組】

啓発・広報の推進	障がい者週間、人権週間、差別をなくす強調月間で、障がい者に対する理解促進のため講演会、研修会等の啓発・広報活動を推進します。
----------	--

③ 障がい者の就労の場づくり

障がい者の就労・雇用と社会参加の促進を図るために、就労継続支援事業を支援するとともに、障害者就労施設等からの物品調達を進めます。また、公共機関において障がい者の雇用に努めます。

【主な取組】

就労継続支援事業の支援	障がい者の一般就労を目指し、就労継続支援A型（雇成型）、B型（非雇成型）事業所の設置を支援します。
障害者就労施設等からの物品調達の推進	毎年度、町の調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。

4 社会保障

これまでの実績

- 保険料収納率の確保・向上に向けて、コンビニ収納やクレジット収納など、多様な収納方法を導入するとともに、未納者に対しては、収納強化期間を設けて徴収員の訪問などによる徴収活動を実施しています。
- 医療費の適正化を図るために、医療費の通知やジェネリック医薬品使用の差額通知を実施することにより、適正な受診を促しています。

今後の課題

- 高齢化の進行と経済の低迷を反映し、生活保護被保護世帯が増加傾向にあります。このため、自立更生に向けた積極的な支援を行うとともに、生活状態に即した的確な指導、援助を行う必要があります。
- 被保護者の高齢化にともない、介護等が必要になった場合、関係機関との連携に努め、社会的に安定した生活が営まれるよう、適切な対応が求められます。低所得者層については、社会福祉協議会が窓口となり、生活福祉資金や小額資金の貸し付けを実施していますが、今後は、さらに制度の啓発に努める必要があります。
- 高齢化による所得の低下や経済状況の悪化にともない、保険税収入が減少し、国民健康保険の財政運営は非常に厳しい状況にあります。平成 20 年度から特定健康診査、特定保健指導事業を推進し、医療費抑制に取り組んでいますが、受診率は目標達成には至っていません。今後も、医療費の適正化と健全な財政の確立に努める必要があります。

施策のめざす姿

国民健康保険制度等の各種の社会保障制度が健全に運営され、安心な生活に必要な生活保障と自立支援、ならびに必要な給付がなされています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 国民健康保険料（現年分）収納率（％）	94.1	95.0
※ ² 国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の対前年度伸び率（％／年）	1.1	2.0% 以内を維持

※¹：収入額÷課税調定額×100 三重県国保広域化支援方針目標収納率の改正

※²：被保険者一人当たりの医療費の対前年度伸び率

施策の方向

① 低所得者の自立支援

三重県多気度会福祉事務所をはじめとする関係機関と連携して、低所得者等生活困窮者に対する相談・自立支援体制を充実し、生活意欲を高め自立を促します。

【主な取組】

生活困窮者自立支援事業の推進	関係機関と連携をして、生活困窮の状況に応じて「支援プラン」を作成し、住まいや仕事、家計管理、子どもの学習などを支援します。
----------------	---

② 国民健康保険事業の健全化

被保険者の健診および健診後の保健指導の実施に努めるとともに、特定健診・保健指導事業を推進し、医療費の抑制を図ります。また、医療費の分析や通知、ジェネリック医薬品使用の差額通知などにより、医療費の適正化を図ります。

また、保険料の適正賦課を行い、未納者へのきめ細かい納付相談による実態把握および徴収に努めます。国民健康保険制度の改革による広域化の検討を進めます。

【主な取組】

医療費の適正化	徴収員の訪問による収納率の向上を図るとともに、医療費の通知やジェネリック医薬品使用の差額通知を実施することにより、医療費の適正化を図ります。
特定健康診査・特定保健指導の推進	特定健康診査等実施計画の目標達成に向け、受診勧奨や保健指導の推進を図ります。
国民健康保険制度の健全な運営	医療費等の分析をもとに、被保険者の健康増進と保健師による指導を実施し、制度の健全な運営を図ります。

③ 国民年金制度の普及

関係機関と連携を密にし、将来において、無年金者を発生させないため、年金制度に関する広報活動や年金相談などの充実を図ります。

【主な取組】

国民年金制度の周知	国民年金被保険者に制度の趣旨の啓発と、免除制度、届出義務の周知を図ります。
-----------	---------------------------------------

(3) 地域が一体となって生活安全対策に取り組むまち

1 防災

これまでの実績

- ライフライン関係の各種企業・団体等と災害協定を締結して、災害時の応援体制の確立を図っています。
- 防災行政無線の個別受信機を全世帯に配布しており、迅速で正確な災害情報が伝わる手段として活用しています。

今後の課題

- 大規模地震や集中豪雨などの非常時には、まずは一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識を持つことが大切です。このため災害の危険性に対して、地域住民とともに防災マップを作成し、住民が危険区域を理解することが大切です。また、地域防災計画などを住民にとって分かりやすいものとする事で、住民の災害時の適切な行動を促す必要があります。
- 町内では、5地区で自主防災組織が結成されていますが、今後は未設置地区での組織化を図る必要があります。あわせて、防災倉庫等の施設や資機材が老朽化してきており、改築・更新を行う必要があります。
- 近年、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的豪雨が全国的に発生しており、宮川流域においても平成16年に上流部が台風21号の集中豪雨にともなう土砂災害に見舞われました。本町においても集中豪雨等自然災害に対する備えをさらに充実する必要があります。
- 近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震（玉城町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。）など災害時の対策として公共施設等の耐震化を進めると同時に、住民の防災意識を高揚し、一般住宅の耐震化を促進する必要があります。

施策のめざす姿

町民、地域、町が防災に関する正しい知識を持って災害に備えるとともに、災害対応力を強化して地域ぐるみで災害発生時に迅速かつ的確に対応できるように なっています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 自主防災組織数 (団体)	5	10
※ ² 災害応援協定の締結件数 (件)	29	35

※¹ : 自主防災組織数 (規約を定めている組織)

※² : 町と他機関との応援協定締結数

施策の方向

① 防災意識の向上

住民一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、災害時には地域の各主体が協力しながら主体的に行動できるようにするために、自主防災組織の組織化を促すとともに、地域防災ネットワークの強化や避難行動計画の策定と訓練を進めるなど、災害時に対応できる人材の育成と住民の防災意識の向上を図ります。

また、地域防災計画を見直し、地域の課題に対応した避難方法、避難所のあり方を検討します。

【主な取組】

地域防災ネットワークの活性化と防災対策訓練の促進	住民、自主防災組織、企業、防災ボランティア等の多様な主体で構成する地域防災ネットワークのさらなる活性化を図るとともに、地域住民や自主防災組織等が自らの避難行動計画の作成と防災対策訓練を促進します。
災害時に対応できる人材の育成	地域住民、町、周辺市町、防災関係機関とともに実践的な防災訓練を実施し、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる人材を育成します。

② 地域防災体制の充実

自主防災組織の組織化と防災訓練の実施により、防災知識の普及と地域の防災体制の充実を図ります。

また、同報系防災行政無線のデジタル化など、防災情報の収集・伝達体制を強化します。

災害時において避難を円滑に実施できるように、避難行動要支援者台帳を作成し、自主防災組織、自治区、民生・児童委員などとの連携を図ります。

【主な取組】

災害応援協定の締結	ライフライン企業等と協力し、災害時における効果的な連携方策や迅速な復旧対策を可能にするため災害応援協定の締結を進めます。
防災情報システムの普及	情報収集・伝達体制が確実に確保できるよう防災行政無線(同報系)の設置を進めるとともに、玉城町ポータルサイトの登録者を増やし、防災情報システムの普及を図ります。
避難行動要支援者台帳の整備	避難行動要支援者に対し実効性のある避難支援を行うために、避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針に基づく台帳を整備します。

③ 防災設備の充実

集会所等を災害時の自主避難所として使用できる様整備を促すとともに、資材、資器材・備蓄物資等の増強を継続的に支援します。

【主な取組】

集会所等を自主避難所としての指定及び避難所としての整備支援	地域防災計画で避難所として指定している各小学校、保健福祉会館、中央公民館以外に、町民・地域が避難しやすい自主避難所（公民館または集会所等）整備の支援を行います。
防災資機材・備蓄品の整備	災害時の対応を迅速かつ的確に実現できるよう、車両、装備、資機材ならびに備蓄品を整備します。

④

災害予防の充実

水害を最小限に止めるため、河川の計画的な整備を進めるとともに、水害から安全に避難ができるようにするために、被害を予測して迅速に町民に避難準備・勧告・指示が発令できるように防災計画の見直しを行います。

地震の被害を最小限に止めるために、住宅・建物の耐震化を促進するとともに、被災後の建物の危険度を迅速に判定し二次被害の防止を図ります。

【主な取組】

道路排水路、流末水路、流域経路の包括的な水路網の構築、整備	道路排水路等水路網の構築・河川の整備と他課との連携を強化し、計画的な整備を進めます。
計画的な河川整備の推進	主要河川である外城田川については、2級河川昇格に向けた要望を継続すると共に、町内河川の維持管理を継続します。
土砂災害防止対策の実施	豪雨により被災する恐れのある箇所において、土砂災害保全箇所に擁壁工など土砂災害防止施設の整備を県に要請します。
水害に対する迅速な避難対策の実施	雨量、水位およびダム情報などを提供するとともに、雨量計・水位計などの情報機器の設置や浸水想定区域図の作成を進め、災害発生時の迅速な避難対策を実施します。また、防災計画の見直し、被害を予測して、町民へ準備情報・勧告・指示を即座に発令できるようにします。
住宅の耐震化の促進	住宅の耐震性向上を図るために、木造住宅の耐震診断や耐震補強等を支援する制度の普及促進を図ります。
建築物の耐震化と二次災害の防止	「三重県耐震改修促進計画」に基づき、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化など減災に寄与する建築物の耐震化を促進するとともに、県による被災地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士および応急危険度判定コーディネーターの養成に協力し、大規模災害発生時の二次災害の防止を図ります。

⑤

国民保護対策の実施

有事対策として、「玉城町国民保護計画」について住民に十分周知するとともに、その基本方針に基づき行動できるよう訓練の実施や避難実施要領の策定を進めます。

【主な取組】

有事の際の避難対策の充実	玉城町国民保護計画に基づき、県や近隣市町、防災関係機関と連携して訓練等を実施し、職員の対応力を高めるとともに、避難実施要領を策定して住民への的確な避難誘導ができるようにします。
--------------	--

2 消防・救急

これまでの実績

- 自治区ごとの防災訓練を年 15 回実施（平成 25 年度）するとともに、消防団員による初期消火・応急手当の訓練を実施し、住民の防災・防火意識を高めています。
- 常備消防は、伊勢市に委託しています。消防団は、県が実施する訓練や研修に派遣し、団員の資質や技術の向上を図っています。
- 応急手当講習会を年 10 回（平成 25 年度）実施し、住民や企業に救命救急法の普及を図っています。

今後の課題

- 火災を防ぎ、尊い人命を救うことは、消防・救急の務めです。消防団員による初期消火や応急手当に関する訓練、学校等における女性消防団員による心肺蘇生法などの講習などを行っています。火災の未然の防止、救命率の向上を図るためには、こうした初期段階の取り組みに加えて、住民一人ひとりの意識の高揚を図る必要があります。
- 常備消防は伊勢市に委託しており、町内に伊勢市消防署玉城出張所があります。非常備消防については 4 分団で 70 名の定員となっています。しかし、消防団員の定員割れなどが生じてきており、定員の見直しや、地区・人口に応じた団員の配置換えなどが必要となっています。また、消防・救急にかかる資機材や消火用の水利を確保する必要があります。

施策のめざす姿

消防機関と消防団との連携により、迅速かつ的確な予防・消防体制ならびに救急体制が整っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 消防団の団員数（人）	68	70
※ ² 自治区主体の防火・防災訓練実施回数（回）	15	20

※1：消防団員実数

※2：自治区が実施する防火・防災訓練の年間の実施件数

施策の方向

① 火災予防の推進

自治区や企業において、防災訓練や消火訓練を実施して火災予防意識を高めます。

【主な取組】

自治区ごとの防火・防災訓練の実施	自治区ごとの防火・防災訓練の実施を進めます。
火災予防意識の啓発	自治区や企業へ初期消火訓練また火災の現状などを報告し、住民への火災予防意識を高めます。
火災予防活動の促進	伊勢市消防本部や関係団体と連携し、火災予防活動を推進します。また、毎年2回の火災予防運動、町内火災件数・原因など広報紙への掲載を行います。

② 応急手当の普及

住民への救急救命法の普及を図り、救命率の向上に努めるとともに、救急車の出動状況を住民に周知して、救急車の適正利用を促します。また、公共施設等へのAEDの設置および適正管理を図ります。

【主な取組】

応急手当講習会の実施	学校関係、各種団体や企業など応急手当（救命救急法）の講習会を実施し、住民に対し救命救急法の普及ならびに救命率の向上を図ります。
救急関連の広報確認	救急については伊勢市消防本部に委託し、救急車の出動状況を広報紙で掲載・啓発します。

③ 消防・救急体制の強化

常備消防と消防団との連携を強化するとともに、消防団員の資質や技力を高め、消防・救急体制を強化します。また、自治区単位の自衛消防団の拡充を促します。

【主な取組】

常備消防と非常備消防団の連携の強化	常備消防については、伊勢市への委託を継続し、消防団との役割分担を明確にし、迅速な消火・救急活動が行えるよう連携を強化します。
消防団員の技術力強化	消防団員の資質や技術の向上をはかるため、各種訓練や研修に参加します。

④ 防火設備の整備

非常時の消防水利を確保するため、耐震性防火水槽を整備します。また、非常備消防の消防力を強化するために、装備・資機材の整備を図ります。

【主な取組】

耐震性防火水槽の計画的な設置	非常時の消防水利を確保するため、耐震性防火水槽の設置を継続し、計画的に設置します。
装備・資機材の点検・整備	消火・救急活動が迅速、的確に行えるために車両、装備、資機材を整備します。

3 交通安全

これまでの実績

- 交通安全意識と交通マナーの向上を図るために、春・夏・秋・年末に交通安全運動を実施しているほか、平成24年よりライト・オン運動を実施しています。
- 通学路の安全確保のために、交通安全事業を計画的に実施して、整備目標は達成しています。
- 交通事故被害者の相談に対応するために、NPO法人交通事故被害者支援センターの職員による相談窓口を開設しています。

今後の課題

- 本町における交通安全運動は、伊勢地区交通安全協会玉城支部、伊勢・度会地区交通安全対策協議会が中心となって、キャンペーン活動や啓発活動を実施しています。高齢者や子どもが事故にかかわるケースが増えていることから、交通安全協会と連携して、交通安全教育や啓発活動をさらに推進する必要があります。
- 平成26年中の町内の交通事故件数は435件で、うち人身事故件数75件、死亡者数3人、負傷者数92人となっています。交通事故多発箇所については、カラー舗装やカーブミラーの設置などを進めていますが、さらに、通学路への歩道設置や危険箇所における見通しの確保、交差点改良を進める必要があります。

施策のめざす姿

町民一人ひとりが、自ら交通安全意識等を高めて交通ルールが守られています。

歩行者や運転者にとって、安全で快適に通行ができる交通安全施設および環境が整備されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 交通事故件数 (件)	435	400
※ ² 交通安全運動の実施回数 (回)	5	6

※¹：年間の交通事故発生件数

※²：玉城町交通安全協会が実施する年間の運動回数

施策の方向

① 交通安全運動の推進

交通安全意識を高めるために、関係機関と連携して交通安全キャンペーンを実施するなど、啓発活動に取り組むとともに、高齢者や子どもに対する交通安全教育の充実を図ります。

【主な取組】

交通安全運動キャンペーンの充実	交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、四季の交通安全運動や毎月の定期的街頭指導や交通安全に関する広報・啓発を行います。
交通弱者（高齢者）対策と交通安全教育の実施	交通弱者を重点対象として、知識・経験・ノウハウ等を有する「交通安全アドバイザー」による参加・体験・実践型の交通安全教育ならびに伊勢・度会地区交通安全対策協議会等と連携した交通安全教育を実施します。

② 交通安全環境の整備

交通事故を減少させるために、危険箇所の点検と整備を行うとともに、通学指定道路を中心に、横断歩道や道路標識等の交通安全施設の充実を図ります。

【主な取組】

歩道・交通標識等の整備の促進	安全・安心かつ快適な道路交通環境を確保するため、横断歩道や道路標識等の交通安全施設の整備を促進します。
安全歩行空間ネットワークの整備	通学指定道路における歩行者・自転車の安全を確保し、かつ運転者の快適な通行のため、歩道などの安全歩行空間ネットワーク整備を推進します。
交通安全施設総点検の実施、及び整備計画の策定	住民参画により交通安全施設総点検の実施、及び整備計画の策定を行います。

③ 被害者救済対策の推進

交通事故の被害者の不安や負担を軽減するために、三重県交通事故相談所等の相談制度の周知・活用を促すとともに、社会福祉協議会の心配ごと相談制度の活用も図ります。

【主な取組】

交通事故相談制度の周知・活用	被害者の不安や負担の軽減を図るために、三重県交通事故相談所等による交通事故相談制度の周知、活用を促進します。
----------------	--

4 防犯

これまでの実績

- 玉城町生活安全推進協議会、青少年指導員協議会および自主防犯組織（青色回転灯車ボランティアパトロール隊）による青色回転灯車のパトロール、子ども安全パトロール員による登下校時の見守りが行われています。
- 駅前広場及び駐輪場に防犯カメラを設置したほか、生活安全推進協議会の一斉防犯パトロールで危険箇所等を確認して、必要な個所に防犯灯を設置しています。

今後の課題

- 時代の変化にともない、犯罪の形態も巧妙化、多様化しており、青少年を取り巻く凶悪事件や高齢者を狙った犯罪などが大きな社会問題となっています。こうした犯罪を防ぎ、暴力を追放し、地域防犯活動を展開するためには、伊勢警察署や伊勢度会地区生活安全協会と連携しながら、住民の防犯意識を高めていく必要があります。
- 町内では、複数の防犯組織でそれぞれパトロール活動を実施していますが、参加者の高齢化が進んでいること、同じ人が複数の組織に属していることなどから、活動を継続発展させるために、パトロールの活動組織を統合する必要があります。
- 犯罪は、いつどこで起こるか分からないことから、日ごろから信頼できる人間関係を持った地域社会を築き、住民主体の防犯活動を活発化していくことが大切です。

施策のめざす姿

警察・自治体・地域住民・ボランティア団体などが、それぞれ連携した防犯活動を行い、安全で安心な暮らしが実感できる地域社会を形成しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 防犯灯（町管理分）の設置数（基）	697	860
※ ² 刑法犯認知件数（件）	125	110

※¹：町が管理している防犯灯の数

※²：年間の刑法犯認知件数

施策の方向

① 防犯意識の高揚

巧妙化、多様化する犯罪に対応するために、犯罪の発生情報を提供し、住民に注意を喚起するとともに、日常的な防犯活動の重要性について啓発活動を行い、防犯意識の高揚を図ります。

【主な取組】

防災無線を活用した犯罪の周知	身近なところで犯罪が発生した場合は、防災無線を活用し住民に周知を図ります。
広報・啓発活動の実施	地域住民が防犯活動に取り組む機運の醸成を図るために、暴力追放だより、防犯だより等による広報・啓発活動を行います。

② 地域力の強化による防犯活動の促進

青色回転灯車による防犯パトロールや子ども安全パトロールなど、住民等による自主的な防犯活動が活発に展開できるように支援するとともに、組織を見直して活動しやすい体制の構築を図ります。

【主な取組】

地域との連携による防犯活動の促進	住民・関係機関・団体等と連携し、公共施設・スーパー、通学路及び人の集まる場所での見守り活動や各種パトロール活動を促進します
自主的な防犯活動の支援	防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の迅速な提供などにより、地域内の自主的な防犯活動を支援します。

③ 防犯設備の充実

犯罪が起きにくい環境をつくるために、危険箇所を把握し、防犯灯、防犯カメラ等の設置と適正管理を進めます。

【主な取組】

防犯灯・街路灯の増設及び適正な維持管理	犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保するため、犯罪発生危険箇所を把握し、防犯灯の増設と維持管理に努めます。
---------------------	--

5 消費者保護

これまでの実績

- 消費生活のトラブルを未然に防ぐため、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)や消費者庁 Weekly からの情報を広報やケーブルテレビ等で提供し、消費者トラブルに関する情報提供や注意喚起を行っています。
- 毎週月曜日に、専門の消費者相談員を配置し、電話等による相談体制の充実を図っています。

今後の課題

- 消費生活に関する住民からの相談件数は月1~2件と少ないものの、悪質商法や振り込め詐欺、商品事故、食品偽装などさまざまな消費者問題が発生しています。まずは、住民一人ひとりが消費生活に関する知識を持ち、意識を高める必要があります。
- 近年、消費生活相談が複雑化していることから、一元的な相談窓口が必要とされています。こうしたなか、平成21年9月に消費者庁が発足し、消費者が電話で相談できる「消費者ホットライン」が開設されました。今後は、近隣市町と連携して窓口での情報提供を迅速かつ的確に行うため、相談を担う人材や体制の強化に取り組む必要があります。

施策のめざす姿

住民一人ひとりが、消費トラブルに巻き込まれないための正しい知識、情報を得て、自立した消費生活を送っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 消費者への啓発活動回数 (広報紙、出前講座など) (回/年)	25	29
※ ² 「消費生活の安全を守る対策が整っていること」の満足度 (%)	11.6	20.0

※1：住民向けに広報紙、ケーブルテレビ、出前講座等で情報提供する回数

※2：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 消費者意識の啓発

県の消費生活センターと連携しながら、わかりやすい広報紙を作成するとともに、出前講座での啓発活動を実施するなど、消費トラブルに関する情報や学習機会を提供し、自立した消費者の育成を図ります。

【主な取組】

消費生活センターと連携した情報の提供	県の消費生活センターと連携し、出前講座、イベント、広報紙等を活用して消費者トラブルに関する情報をわかりやすく提供します。
--------------------	--

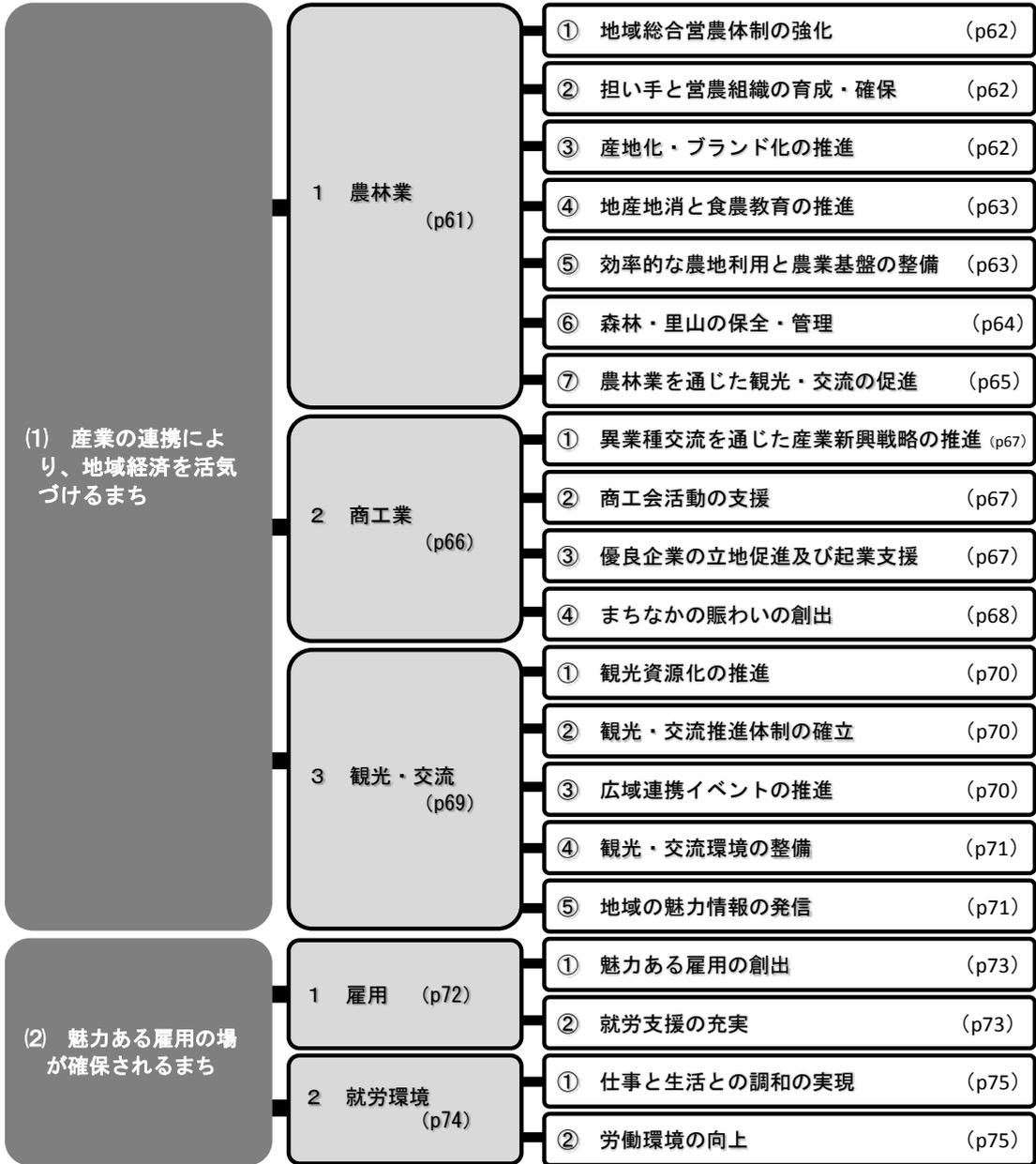
② 消費生活相談体制の充実

消費者のトラブルに適切に対応するために、相談担当職員のスキルアップや消費者相談専門員の配置を行うとともに、住民が相談しやすい窓口等を開設するなど、相談体制の整備・充実を図ります。

【主な取組】

消費者相談体制の充実	的確なアドバイスを提供するため、相談担当職員のスキルアップや消費者相談専門員を配置し、相談体制の充実を図ります。
------------	--

3.産業のバランスを保ち 地域経済と雇用が安定したまち



（１）産業の連携により、地域経済を活気づけるまち

1 農林業

これまでの実績

- 本町の認定農業者数は、51 経営体（平成 27 年 3 月現在）にまで増加し、うち法人が 11 経営体となっています。
- 農業者と商工業者と連携した玉城豚の PR, 玉城豚を使用した玉城カレー及び玉城産の材料を使った玉城スイーツの普及・PR によって、玉城町の特産品として定着しつつあり、その他の特産品についても三重テラス等での PR により情報発信を行っています。
- 県の緊急雇用制度等を活用して玉城町観光まちづくり協会を設立、「地域観光案内・地場産品販売処 城（ぐすく）」を開設し、地域の農産物の販売拠点として整備しています。

今後の課題

- 本町の認定農業者数は微増しており、後継者の育成についても国の給付金等を効果的に活用しながら取り組んでいますが、担い手不足の状況にあります。そのため、今後は女性の農業への参加の促進も含め、多様な担い手の育成に取り組む必要があります。
- 担い手への農地集積は、平成 26 年度末で 375.6ha となり、内訳は認定農業者への集積が 243.5ha、今後育成すべき農業者への集積が 132.1ha となっています。今後も農地中間管理事業等を活用し、認定農業者などの担い手への集積を図る必要があります。
- TPP の影響により、日本の農産物が、海外から輸入される農産物に取って替わられることの無いよう、農業の足腰を強くし、地域ブランド化を推進するとともに、玉城豚に続く新たなブランド製品の展開に向け、関係団体の積極的な取り組みが期待されます。
- 農道、ため池、給排水路等は、老朽化してきており、これらの農業施設等の改修支援をする必要があります。
- 森林が有する多様な機能を効果的に発揮させるため、森林所有者や「いせしま森林組合」と連携し、森林の適切な管理と造成を進めていくことを検討する必要があります。

施策のめざす姿

農業後継者が育成され、地域の農産物の付加価値も高まり、安定した農業経営が展開されています。

整った農業基盤のうえで、農業の担い手に農地が集約され、効率的な農業生産が展開されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 認定農業者数（経営体）	51	60
※ ² 認定農業者等への農地集積率（％）	29.56	40.0
※ ³ 地域ブランド認定数（件数）	0	5

※¹：農業経営基盤強化促進法に基づき、町が農業経営改善計画を認定した農業者数

※²：担い手の農地利用集積面積÷農業振興地域の農地面積

※³：町が認定した地域ブランド数

施策の方向

① 地域総合営農体制の強化

地域の農業振興のため、農業委員会等の関係機関との協議の場を積極的に設け、総合的な地域営農体制の強化を図ります。

様々な農業関連制度について、多様な方法で農業者への周知を図り、制度の活用を促進します。

【主な取組】

関係機関の連携による総合的な地域営農体制の強化	地域農業振興のため、農業委員会、県普及センター、土地改良区、JAが互いに連携し、総合的な地域営農体制の強化を図ります。
将来の農業振興につながる新たな取組みの支援	地域農業振興計画等に基づく水田、畑、畜産などの将来の農業振興につながる新たな取組みを支援します。

② 担い手と営農組織の育成・確保

農業経営の安定化を図るため、意欲のある農業者への農業経営資金の補助や農地の集約化、営農組織の法人化などの支援を行います。

また、多様な担い手を育成するために、新規就農者への総合的な支援を行い、ICTなどの多様なノウハウを有する農業者を育成します。

【主な取組】

認定農業者の支援	地域の担い手となる認定農業者を確保するとともに、認定農業者の経営安定のための支援を行います。
新規就農者の支援	県やJAなど関係機関と連携して新規就農者の確保、育成のため研修、就農支援等、就農から定着までの新規就農者への総合的な支援を行います
ICTを活用した農業の実践	ICTの活用についての説明会等を開催し、ICTを活用した農業の実践を促進します。

③ 産地化・ブランド化の推進

農業生産者と食品産業事業者、販売事業者と連携して特産品の開発と販売促進に取り組み、農業の6次産業化を進めるとともに、安全・安心な農畜産物などの付加価値を消費者に効果的にPRし、地域ブランド化を推進します。

【主な取組】

6次産業化の促進	国、県、関係機関と連携し、技術支援や農産物生産者と食品産業事業者、販売事業者とのマッチング機会づくりやその連携による新商品の開発等を支援し、6次産業化を促進します。
----------	--

地域ブランドの認定制度の構築	玉城豚をはじめとする優れた町内特産品等の地域ブランド認定により、町農畜産物の認知度や玉城町の知名度の向上を図るとともに、事業者間の連携によるブランド価値の向上を図る取り組みを促進するために、地域ブランドの認定制度の構築を行います。
販路拡大の支援	商談機会の提供などの支援を行うとともに、情報収集・情報提供に努め、意欲ある事業者の販路拡大を支援します。
地産地消モデルの構築	地場生産農産物等の活用を促進するため、ふるさと味工房アグリ、地域観光案内・地場産品販売処「城」（ぐすく）と連携し、農産物直売所を中心とした地産地消によるモデル的な流通システムの構築を進めます。
スマートアグリ推進	ICTを活用したスマートアグリにより、農畜産物の省力化・効率化を図るために、実践プランや実践に向けた支援策を検討します。
松阪牛生産農家の肥育技術の向上	毎年実施される松阪肉牛共進会に出品する生産者の支援を行い、継続的に良質な肉牛を出品することにより生産農家の肥育技術の向上を図ります。
畜産農家の健全経営の支援	畜産物の安定的な供給の確保と、施設の機能充実や衛生管理の強化・徹底などに取り組み、健全な経営を支援します。
家畜の伝染病発生予防・まん延防止対策の強化	家畜の伝染病の発生予防、予察及びまん延防止体制の強化を図るとともに、万一の発生に備え、公有地利用を含む埋却場所の確保や防疫資材の備蓄を進めます。
資源循環型畜産の定着	畜産経営の課題でもある環境保全と堆肥利用を促進するため、家畜排せつ物の処理の計画的な検査や適正管理の指導を行うとともに、良質な堆肥の生産や耕種農家との連携による畜産堆肥の積極的な活用を進め、資源循環型畜産の定着を図ります。

④ 地産地消と食農教育の推進

学校をはじめとした給食等の地元農産物の利用促進や地物農産物の販売促進を支援するとともに、農業の多面的な機能への理解を深めるために農業体験等の食農教育を推進します。

【主な取組】

保育所・学校等における地元農産物の給食利用の推進	食育基本計画に基づき、学校をはじめ各種施設の給食における地場産物の利用を促進します。
地元農産物の生産、販売の実施支援	環境保全型農業など新たな取り組みで実施した地場農産物について、JAと連携しながら生産・販売を支援します。
農業体験等の実施	地域の農業や農産物に対する理解を深めるために、保育所や小学校の農業体験を実施します。

⑤ 効率的な農地利用と農業基盤の整備

集落内で土地利用の調整を行うとともに、農地中間管理事業等を活用し、担い手による農地の利用集積を図る三重県型集落営農を推進します。また、農地の保全を図るために、関係機関と連携して耕作放棄地の再生に努めるとともに、各種事業を活用して水田の有効利用を図ります。

また、用水路のパイプライン化と適切な維持・管理、老朽化する農道の機能保全対策などの基盤整備を進めるとともに、ため池等の防災対策を推進します。

【主な取組】

農業集落活性化事業の促進	人・農地プランの作成等を通じて集落内で土地利用の調整を行い、農地中間管理事業等を活用し、担い手による農地の利用集積等、農業集落活性化事業の促進を図ります。
三重県型集落営農組織の設立の促進	農地の利用調整等に関する地域のしくみをつくるとともに、各集落の営農活動の調整を行うリーダー人材の育成を進めるために、三重県型集落営農組織の設立を促進します。
農業の多面的機能活動組織の支援	農村環境向上活動を行う多面的機能活動組織を支援し、農業用施設の長寿命化や農村活動の向上を促進します。
優良農地の保全	三重県の農業振興地域整備基本方針に基づき、農用区域内農地への編入基準や除外基準ならびに改正された転用許可基準の適正な運用に努めることにより、優良農地の保全を図ります。
耕作放棄地の再生	町、農業委員会、JA、集落等と連携し、農業者が行う抜根、整地、土壌改良等の耕作放棄地再生の取り組みを進めます。
戦略作物の高品質化、多収化に向けた技術開発・普及	JA及び農業改良普及センターと連携して、戦略作物である麦・大豆の高品質化、多収化に向けた技術の開発・普及や需要の拡大を図ります。
水田の有効利用	経営所得安定対策及び食料自給力向上対策事業等を積極的に活用し、米・麦・大豆等の生産の維持を図ります。また、麦・大豆等の作付が難しい地域や、不作付け水田においては、新規需要米の導入や加工用米の生産を奨め、食料自給力の向上と水田の有効利用を図ります。
農業基盤の整備	農業用水の効率的な利用を進めるため、用水路のパイプライン化などの整備を推進します。また、老朽化が進む農道について、施設機能保全の対策を実施し、農畜産物の生産・流通基盤の整備を進めます。
ため池の防災対策の実施	ハザードマップの活用、改修事業の実施など、ため池等の防災対策を進めます。

⑥ 森林・里山の保全・管理

森林が有する多面的な機能を効果的に発揮するために、適切な間伐・保育を促進するとともに、林道、作業道等の基盤整備を行います。

住民に森林や里山の大切さを啓発し、住民が主体的に取り組む里山づくりを促進します。

また、「みえ森と緑の県民税」を活用しながら、木とのふれあえる機会を創出し、町民等の森林への理解を深めます。

人の生活と野生鳥獣との共生を図りながら、農業、林業を鳥獣被害から守るために、鳥獣被害防止対策を強化し、「獣害につよい集落」の育成と野生鳥獣との共生環境の整備をめざします。

【主な取組】

緑化運動の推進	緑化活動や緑の募金活動の団体等と連携して、町民の緑化意識の醸成と身近な緑化活動を促進します。
木とのふれあい機会の創出	「みえ森と緑の県民税」を活用しながら、木とふれあえる機会や場を整備します。
鳥獣被害防止対策の強化	「獣害につよい集落」の育成を図るため、集落との協力や広域連携を図りながら、被害状況の調査や原因の究明に取り組むとともに、野生鳥獣による農産物への被害防止施設の整備及び有

	害鳥獣の捕獲・駆除を進めます。
--	-----------------

⑦

農林業を通じた観光・交流の促進

農業観光施設であるアスパア玉城をはじめ、各農業観光施設の魅力を高めるために、今後もニーズに応じた施設の整備、支援を行います。

農林業をはじめとする玉城の産業の魅力を発信するために、新しいブランド品の開発とPR活動を促進します。

【主な取組】

アスパア玉城の整備推進	より質の高いサービスを提供するため、施設の整備を進めます。
グリーンツーリズムの促進	農林業を通じた観光・交流を図るため、「たまき里山体験推進協議会」が中心となって関係者が連携し、多様な体験メニューの充実を図り、農業体験を核としたグリーンツーリズムを促進します。
新しい地域ブランド品の企画・開発等の支援	地域ブランド認定をはじめ、新しい地域ブランド品の企画・開発を支援します。

2 商工業

これまでの実績

- 伊勢志摩地域産業活性化協議会を設置し、平成23年に策定した企業立地促進法に基づく基本計画に基づき、ガイドブックの作成、関西での企業連携セミナーの開催など、企業誘致に取り組んでいます。また、活性化協議会で人材育成セミナーなど、中小企業向けの研修も実施しています。
- 町内の企業の拡張にあたっては、窓口となって関係機関との調整を行うなど、企業の二次投資に必要な支援を行っています。
- 玉城カレー・スイーツプロジェクトを推進し、イベントと合わせてスタンプラリーを実施するなど、玉城の名産品の開発とPR活動を展開しています。
- 商工会と連携してにぎわい市（年3回）や笑みの市、田丸城跡イルミネーションを開催して、まちなかのにぎわいを創出しています。

今後の課題

- 本町では、比較的大規模な事業所が立地しており、こうした事業所では玉城平成工業会を組織して運営し、交流や情報交換を行っています。こうした機会をより有効活用し、相互の連携や地場産業との連携を促進する必要があります。
- 本町の基幹産業である農業と商工業をいかに連携させ6次産業化を図るかは、今後の双方の可能性を大きく拡大するものと考えられ、本町ならではの産業振興の重要な課題となっています。
- 事業者への経営指導体制の強化や産業振興施策の展開のために、商工会の育成・支援方策の検討が求められます。
- コミュニティビジネスなどの地域に密着した新たな起業等を促進することが、地域の暮らしの向上や地域産業の活性化につながるものと考えられ、その環境整備が求められます。
- まちなかを中心に、空き家や空き地が徐々に増えてきており、このようなまちなかの空洞化を防止し、賑わいあるまちなかを創出する必要があります。

施策のめざす姿

中小企業者、農林漁業者などの多様な主体が、地域資源を活用して新商品の開発や販路の開拓に向けた活動を活発に行っています。

商工業の発展により、町の財政基盤が強化されるとともに雇用の場も確保されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 農商工の連携事業数（件数）	4	6

※1：イベント等の連携事業数

施策の方向

① 異業種交流を通じた産業振興戦略の推進

産業間、業種間、企業・団体間の垣根を越えた多様な連携を図ることができるように、異業種間の交流や情報交換の機会を積極的に提供します。

また、商工会と連携して複数の地域資源を組み合わせた新商品・サービスの開発の取り組みを支援します。

【主な取組】

農商工連携の支援	商工会、玉城平成工業会、農業関係団体等との意見や情報交換に努めるとともに、町内外に町の産業を発信するため、農商工が連携した産業フェア等の開催を支援します。
中小企業の研修機会の提供	人材育成、研修等に取り組む中小企業等に向け、近隣市町など広域で連携し、新入社員研修やビジネスセミナーの開催など研修機会の提供に努めます。
伝統工芸産業や地場産業の販路・市場開拓等の支援	伝統工芸産業や地場産業の活性化を図るため、商工会等と連携し、人材育成、地域ブランドの構築と情報発信、販路や市場の開拓等を支援します。

② 商工会活動の支援

商工会を総合的な産業振興の中核機関として、中小企業の経営の安定や合理化、新事業開拓などの経営革新などを促進する取り組みを推進するとともに、6次産業化、特産品開発やPRなどの地域資源を活用した産業振興に取り組みます。

【主な取組】

商工会の指導力向上への支援	商工会等が取り組む経営改善普及事業を支援するとともに、意欲のある中小企業等に対し、その課題に応じた指導を適切にできるよう、商工会等の指導力の向上を支援します。
商工会との連携強化	常に産業振興にかかる課題等を把握し、迅速かつ有効な対応を検討するために、商工会との積極的な意見交換、情報共有を図ります。
商工会独自の事業展開への支援	6次産業化に向けた特産品の開発やPR事業、新たな産業振興の推進などの商工会独自の取り組みを支援します。
企業の経営革新への支援	「中小企業新事業活動促進法」に基づいて経営革新にチャレンジする意欲のある中小企業に対し、関係支援団体と連携し、計画策定などを支援します。

③ 優良企業の立地促進および起業支援

伊勢志摩地域産業活性化協議会が中心となって関係自治体と連携し、積極的な企業誘致（誘置）活動を展開します。また、町内企業の拡張計画など、二次投資が円滑に実施できるような支援の展開や、起業希望者に対する支援等を行い、新たなビジネスの創出を促進します。

【主な取組】

企業立地促進法に基づく企業誘致の推進	地域の強みを生かした企業立地や産業集積を推進するため、伊勢志摩地域産業活性化協議会において策定した企業立地促進法に基づく基本計画の推進に向けて、各種の企業誘致活動を実施します。
企業の二次投資の支援	玉城平成工業会など既存立地企業との意見交換を緊密にし、企業等の二次投資の際の必要な支援を行います。
起業の促進	起業希望者に対する支援や起業支援機関とのマッチングを行い、起業を促進します。

④

まちなかの賑わいの創出

まちなかの歴史的な資源や特徴的な景観資源を保全・活用しながら、地域の歴史や特産品の情報発信を強化するとともに、「市」や「イベント」の開催などを行い、まちなかの賑わいの創出を図ります。

【主な取組】

情報収集、情報発信活動の支援	地域観光案内・地場産品販売処 城（ぐすく）やまちなかの空き店舗等において、観光案内と合わせて地域特産品の発信を行います。
まちなかの賑わい創出の支援	まちなかでの「市」や「イベント」の開催など、賑わい創出のための活動を支援します。

3 観光・交流

これまでの実績

- 平成 25 年に町観光まちづくり協会を設立し、観光パンフレットやマップを作成したほか、観光情報ホームページ「のほほん玉城旅」を開設し、イベントや観光コースの紹介など観光情報の提供やPR活動を行っています。
- 玉城インターチェンジ前の空き店舗を活用し「地域観光案内・地場産品販売処 城（ぐすく）」を開設し、観光案内と合わせて地域特産品の発信拠点として運営しています。
- 平成 26 年に玉城町まちかど博物館推進委員会を立上げ、12 館の「玉城町まちかど博物館」を開館したほか、まちかど博物館巡りイベントの実施と合わせてガイドブックを作成して、玉城町の個性を生かした魅力的な博物館を発信しています。
- 美し国おこし・三重事業に積極的に取り組み、11 のパートナーグループを育成・支援してきました。その一つとして擬革紙は三重県指定伝統工芸品に指定されました。

今後の課題

- 本町では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」として登録される熊野古道の出立の地であることから、アスピア玉城や田丸城跡とあわせて観光客の誘客を図ることが期待できます。
- 近接する伊勢志摩の観光圏として、また熊野古道の起点として、その個性を生かしながら、広域的な視点を持った観光交流の環境整備や組織的な連携が求められます。
- アスピア玉城については、施設の拡充とともに利用者も増えてきましたが、他地域にも競合する施設が多くあることなどから最近では利用者が減少してきており、施設の老朽化にともなう経費の増加などの課題も踏まえて、今後の運営のあり方を検討する必要があります。

施策のめざす姿

地域資源を最大限に活用して魅力的な観光メニューやサービスが提供され、多くの観光客をひきつけています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 観光レクリエーション入込客数（人）	377,649	383,000

※1：観光レクリエーション入込客数推計所，観光客実態調査報告書（県発行）

施策の方向

① 観光資源化の推進

町内にある歴史、文化、自然、産業（農業）、食、人材などのあらゆる地域資源に着目し、観光資源の発掘と観光資源としての磨きあげを行い、観光ニーズに対応した観光メニュー及び観光コースの開発を促進します。

【主な取組】

観光コースの設定	地域の資源を活かして玉城町の魅力が体験できるコースを設定し、PR・誘客を図ります。
----------	---

② 観光・交流推進体制の確立

本町ならではの観光・交流を推進するため、多様な地域資源を観光資源として磨き上げる人材や活動団体を支援するとともに、伊勢志摩サミットや第27回全国菓子大博覧会・三重の開催を契機に訪れることが予想される、外国人観光客の迎え入れをするため、各活動団体間の連携を強め、町全体で観光・交流を推進できる体制づくりを進めます。

また、観光振興の中心となる観光協会の育成を図ります。

【主な取組】

宮川流域ルネッサンス協議会における流域案内人の育成及び支援	県や「宮川流域ルネッサンス協議会」、関係部署と連携し、宮川流域のさまざまな課題の解決に向けて総合的に取り組みます。 流域案内人と重複している玉城語り部会の育成と活動を支援します。
観光サービス・情報拠点の整備・充実	「地域観光案内・地場産品販売処 城（ぐすく）」を拠点として、観光案内と地域の特産品の販売・情報発信機能を充実します。
観光協会の育成	観光まちづくり協会から観光協会に移行し、組織体制の強化を図ります。

③ 広域連携イベントの推進

周辺自治体と連携して、町外で開催される様々な物産展やイベント等への参加、共通コースや連携イベントの開催など、広域連携事業による観光客の誘客を促進します。

【主な取組】

広域連携事業の推進	伊勢市、松阪市等と歴史を背景とした共通コース、連携イベントなどの広域的に連携して誘客を図る事業を推進します。
-----------	--

広域連携による物産展への出展や観光イベントへの参加や呼びかけ	県や関係市町、機関などと協力・連携した物産展やPRイベント、ネットワークに参加し、まちの魅力発信に努めます。
広域連携したふるさと納税による特産品のPR	三重県南部地域13市町やサニーロードを通じた連携事業を行っている3町（玉城町、度会町、南伊勢町）において、ふるさと納税に対する広域連携を図ります。
交通の要衝（伊勢志摩の玄関口）としての情報発信	熊野古道出立の地や玉城インターから伊勢志摩への好アクセスなどの条件を生かし、関連市町と連携して、まちの魅力などの情報発信と誘客促進を図ります。

④ 観光・交流環境の整備

高速道路のインターチェンジから各施設への誘導案内看板や各資源の案内板等の計画的整備、観光客の満足度の高い観光案内サービスが提供できるような案内拠点の整備など、観光客の受入環境の充実を図ります。

地域の歴史・文化が感じられる町並み等の景観整備を進め、観光魅力の創出を図ります。

【主な取組】

町内サイン調査、整備計画の作成、整備	歴史文化資産や観光・交流施設など観光資源の快適性・利便性・話題性・魅力を高めるため、まちなかのサイン整備を行います。
景観の整備	「街道」「まちなみ」等の観光まちづくりの取り組みと一体となった景観（修景）整備を進め、地域の観光拠点の魅力の創出を図ります。
観光案内サービスの提供	安定的に、満足度の高い観光案内サービスが提供できるよう体制整備及び拠点の設置を検討します。
観光案内の多言語化	観光パンフレットやマップ、ホームページ、観光看板等の多言語による案内を充実します。

⑤ 地域の魅力情報の発信

玉城町の魅力を集約した魅力情報ツールの作成、観光客や転居検討層にアプローチしやすい機会・場を活用した情報の発信等により、本町への来訪者や転入者を増やします。

【主な取組】

地域おこし協力隊の受入とプロモーションの展開	専門的なノウハウを持つ人材を確保し、魅力情報ツールの作成、プロモーション営業活動を展開します。
町職員のプロモーター研修の実施	町職員に対して、効果的・戦略的な地域情報の発信やプレスリリースの仕方について研修を行います。
中学生による魅力PR事業の展開	「玉城ステキ向上委員会～玉城、ステキ発見～」も継続開催により、子どもの視点によるまちの魅力の再発掘・再整理や魅力のPR方法を検討します。

（２）魅力ある雇用の場が確保されるまち

1 雇用

これまでの実績

- 南伊勢職業能力開発促進センター、ハローワーク、いせ若者就労サポートステーション等の関係機関と連携して情報提供を行っています。

今後の課題

- 就業者を取り巻く雇用環境は厳しい状況にある中で、高齢者や障がい者、女性の就労ニーズも拡大しており、それぞれが生きがいを持って働ける場が求められています。本町において、若者の定住を促進するには、若い人にとって魅力的な雇用の場を確保することが課題となっています。
- 地域の企業の立場から必要な人材が確保できないという問題もあります。こうした求人と求職のミスマッチを解消するためにも、職業能力や技術の向上を促進するとともに、求職者に対する情報提供、相談の機会の充実などを進め、雇用の安定に努める必要があります。

施策のめざす姿

住民の就労ニーズに応じた雇用の場が確保され、生きがいのある生活、安定した生活を送っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 就業率 (%) (就業者数／生産年齢人口)	61.2	62.0
※ ² 「就業支援が充実していること」の満足度 (%)	9.7	10.0

※¹：就業者数÷生産年齢人口

※²：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 魅力ある雇用の創出

地域企業の雇用の維持・拡大、新たな雇用の創出を図るために、地域企業に対する支援策の充実、優良企業の立地促進及び起業支援の充実を図ります。

企業や団体等に、シルバー人材センターや障がい者施設の活用を働きかけて、高齢者や障がい者の就労機会の確保を図ります。

【主な取組】

産業振興による雇用の維持・拡大	農商工連携、人材育成、市場開拓支援等の産業振興策の充実や産業支援機関である商工会の活動支援を進め、地域企業の雇用の維持・拡大を図ります。
優良企業の立地促進と起業支援による新規雇用の創出	積極的な企業誘致（誘置）活動を展開するとともに、町内企業の拡張支援、起業支援を行い、新たな雇用の創出を図ります。
高齢者の就労機会の確保	シルバー人材センター等との連携を図り、関係部署・機関に発注に関する働きかけを行うなど、高齢者の就業機会の確保に努めます。
障がい者の就労機会の確保	関係部署・機関に障がい者施設への発注を働きかけるなど、障がい者の就業機会の確保に努めます。

② 就労支援の充実

南伊勢職業能力開発促進センター、ハローワーク、いせ若者就労サポートステーション等の関係機関と連携して、企業ニーズに対応した技術・能力の取得のための職業能力開発に関する情報提供や相談窓口の紹介などを行います。

町出身者の若者のUターンを促進し、若者の定住と地元企業の人材確保を支援します。

【主な取組】

就労に関わる情報提供	国県、関係機関等と連携し、就労支援にかかる情報提供に努めます。
Uターン応援奨学金返済補助制度の検討及び導入	玉城町出身の首都圏等在住予定者に対して、Uターンを前提とした奨学金返済の補助を行うことで、若者の定住と就業者の確保を図ります。
地域事業所の情報提供やインターンシップの支援	地域の企業や事業所を就職先として選択してもらうために、玉城町及び周辺の高校生・大学生を対象に、農業をはじめ、地域企業の情報の提供やインターンシップの支援等を行います。

2 就労環境

これまでの実績

- 広報たまきおよび町商工会機関紙かわら版を通じて、中小企業従業員の福利厚生を高めるため、(一社)伊勢地域勤労者福祉サービスセンター(ジョイワーク)への加入を働きかけています。

今後の課題

- 我が国の現状は、長時間労働や不安定な雇用状況などの問題があり、個人の希望する就業形態を選択することは容易でなく、その影響が家庭生活や地域社会にも及んでいます。仕事と子育ての両立などの課題により、男女にかかわらず働き方の見直しが求められています。
- 一方で、労働力人口が減少するなか、企業にとって、優秀な人材をいかに確保するかが切実な課題となっています。そのために個人のさまざまな事情に応じた就労環境の提供が不可欠となってきています。また、非正規社員の増加などにもなまってワーキングプア(働く貧困層)の問題が顕在化しており、安定した生活の実現に向けて、就労環境の改善が求められています。

施策のめざす姿

労働環境が整備された職場で、仕事と生活を調和させながらいきいきと働き続けています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ (一社)伊勢地域勤労者福祉サービスセンター(ジョイワーク)会員数(人)	175	200

※1：玉城町の住民でジョイワークの会員となっている人数

施策の方向

① 仕事と生活との調和の実現

男性にとっても、女性にとっても仕事と家庭の両立が可能となるよう、育児休暇制度等の普及啓発を行うとともに、育児や介護の支援事業の充実に努めます。

また、就業者のニーズに対応した多様な就業形態の普及を促進しているために、先進的に取り組んでいる企業の事例などの情報提供に努めます。

【主な取組】

労働環境向上に向けた情報提供・啓発	商工会や企業等との意見交換の機会にあわせ、労働環境向上についての情報提供や啓発に努めます。
-------------------	---

② 労働環境の向上

勤労者が健康で豊かな生活が送れるように、（一社）伊勢地域勤労者福祉サービスセンター（ジョイワーク）への加入を促進するとともに、労働条件や福利厚生等の向上をめざして情報提供などに努めます。

【主な取組】

ジョイワークへの加入促進	中小企業従業員の福利厚生を高めるため、（一社）伊勢地域勤労者福祉サービスセンター（ジョイワーク）への加入促進について支援します。
--------------	--

4.環境と共生し

持続的に発展できるまち

(1) 自然を守り、景観と文化資源を生かすまち	1 自然環境 (p77)	① 森林・農地の公益的機能の保全 (p78)
		② 自然環境保全意識の啓発 (p78)
		③ 河川環境の保全 (p78)
		④ 生物多様性の確保 (p79)
	2 景観 (p80)	① 良好な景観の保全 (p81)
		② 自然景観の保全・修景 (p81)
		③ 歴史的景観の保全・修景 (p81)
		④ 景観形成の方策の検討 (p81)
	3 文化財 (p82)	① 文化財の保護 (p83)
	② 田丸城跡の整備・活用 (p83)	
	③ 文化財の活用 (p83)	
	④ 歴史・伝統文化の保存・継承 (p84)	
	⑤ 文化資産の掘り起しと活用 (p84)	
(2) 美しい田園環境と調和するまち	1 環境保全 (p85)	① 環境教育の推進 (p86)
		② 環境美化活動の促進 (p86)
		③ 事業者の環境保全対策の推進 (p86)
		④ 地球温暖化対策の推進 (p86)
	2 廃棄物処理 (p88)	① 廃棄物収集・処理体制の検討 (p89)
		② ごみ減量化の推進 (p89)
		③ し尿・生活排水の適正処理 (p89)
	3 墓地・火葬場 (p90)	① 墓地の適正な管理と整備の検討 (p91)
		② 斎場の適正な管理・運営 (p91)
	4 上・下水道 (p92)	① 安全でおいしい水の安定供給 (p93)
		② 災害時緊急給水体制の確立 (p93)
		③ 下水道施設の維持管理 (p93)
	④ 下水道の普及促進 (p93)	
	⑤ 事業経営の健全化 (p94)	
(3) 都市基盤を適切に維持・更新するまち	1 土地利用 (p95)	① 計画的な土地利用の推進 (p96)
		② 都市計画の推進 (p96)
		③ 開発行為の規制・誘導 (p96)
	2 道路 (p97)	① 広域道路の整備 (p98)
		② 幹線道路の整備 (p98)
		③ 安全で快適な道路環境の整備 (p98)
	3 公共交通 (p99)	① 鉄道の利便性の向上 (p100)
		② 元気バスの利便性の向上 (p100)
	4 住宅 (p101)	① 良好な住宅地の供給 (p102)
		② 町営住宅の適正管理 (p102)
		③ 住宅、建築物の耐震化の促進 (p102)
		④ 空き家対策の推進 (p103)
	5 公園 (p104)	① 公園の整備 (p105)
		② 公園の管理運営体制の充実 (p105)

（1）自然を守り、景観と文化資源を生かすまち

1 自然環境

これまでの実績

- 宮川流域の水質保全や地域振興の取り組みとして、宮川流域ルネッサンス事業を県や関係市町との連携により推進しています。
- 水質の維持・改善を図るために、町内の準用河川の水質検査を毎年（年2回）実施するとともに、工場・事業場排水の水質検査の実施・監視を行っています。

今後の課題

- 森林、農地などの緑は、地球環境から身近な暮らしに至るまで、限りない恵みをもたらしていることを、町民一人ひとりが再認識する必要があります。
- 宮川流域の水質保全や地域振興の取り組みとして、今後も、宮川流域案内人や住民、NPO、事業者等の協力により、自然環境の保全・復元を継続して進めていくことが求められます。
- 主要河川や農業用水池等の水質が維持されるよう、河川、池沼、主要工場の排水等における検査を継続して実施する必要があります。
- 開発や都市整備などによる生物の生息環境の悪化・破壊や里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下なども、大切な生物多様性の危機を招く要因になっていると考えられています。生物多様性を確保する観点から、河川および農業用水路の改修や森林、農地の維持管理等においても自然環境の保全・復元に努める必要があります。

施策のめざす姿

水質や生物の生息環境が守られている豊かな自然が保全され、自然と調和した環境が形成されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 河川における環境基準 (BOD) 達成率 (%)	100	100

※1：外城田川、有田川、相合川、汁谷川、菱川の5河川、勝田地内農業排水路

施策の方向

① 森林・農地の公益的機能の保全

森林・農地が有する公益的機能を守るために、各種土地利用計画に基づいて森林・農地の保全を図るとともに、町民、事業者等による緑化促進を図るため、町民の緑化意識の醸成に向けた啓発や緑化活動への支援を強化します。

【主な取組】

農地の適正な管理の促進	農地の公益的機能を守るため、農業振興地域整備計画に基づき、農地の適正な管理を促進します。
緑化運動（学校・職場の緑）の推進	緑化活動や緑の募金活動に取り組む団体と連携して、町民の緑化意識の醸成や身近な緑化活動等を進めます。

② 自然環境保全意識の啓発

町全体の自然環境保全意識の高揚を図るため、住民や事業者に対して身近な公園、河川、道路などの環境美化活動への積極的な参加を呼びかけます。

町の水源でもある宮川の水質を守る「宮川流域ルネッサンス協議会」への住民・NPO・企業の参加を促進するため、宮川の重要性と協議会の取り組みの情報を発信します。

【主な取組】

道路美化活動、河川美化活動の実施	自然環境保全意識を啓発するために、協働による道路美化運動及び宮川美化活動を実施します。
宮川流域活動への参加促進	宮川流域の地域資源を生かした活力と魅力ある地域づくりを推進するため、「宮川流域ルネッサンス協議会」の情報を発信し、住民・NPO・企業の参加を促進します。

③ 河川環境の保全

町内主要河川、池沼における水質検査に加え、主要工場からの排水の水質検査を実施し、公共水域の水質の維持・向上を図ります。

【主な取組】

水質検査の実施	町内の準用河川の水質検査を毎年（年2回）実施し、水質を継続して監視します。
河川への工場排水等の監視指導	工場・事業場排水の監視指導を行い、水質保全に取り組みます。

④

生物多様性の確保

生物多様性を確保するため、ホームページ等で生物多様性の重要性について啓発を行うとともに、希少野生動植物や生息環境に関する情報を関係者で共有し、希少野生動植物や生息環境の保全・保護に努めます。

公共事業等の工事にあたっては、希少野生動植物の生息環境の保全に配慮した工法を検討します。

【主な取組】

希少野生動植物の保全対策工法の検討	事業を実施する地域の生態系調査を行い、希少野生動植物の生息環境を配慮し保全対策工法の検討を行います。
生物多様性に関する情報の交換	「三重県レッドデータブック」やホームページを利用して、生物多様性の重要性について啓発を行い、自然環境に関心をもつ人たちとともに、希少野生動植物の生息環境を保全する情報の交換や共有を進めます。

2 景 観

これまでの実績

- 平成20年4月1日より、景観法による三重県景観計画に基づく届け出制度が運用されており、一定規模以上の開発および建築行為に対して景観上の指導を行っています。

今後の課題

- 本町は、農地や河川・池沼が広がる広々とした田園景観とその背景となる森林、点在する集落や樹林地等が織りなす眺望景観が特徴です。また、城下町を中心とした歴史的な景観がもう一つの町の顔となっています。これらは魅力ある景観として誇れるものであり、今後も地域の大切な宝物として守っていくことが求められます。
- 田丸城跡を取り巻く城下町の町並みについては、以前より町並み整備が望まれています。そのため、町並み保存を中心とした景観まちづくりを進めるための方針を検討することが求められています。しかし、家屋の建て替えが進み、城下町の町並みの面影が無くなってきており、今後の対応が課題となっています。
- よりよい景観を保全・形成していくために、地域が一体となって地域の景観や環境への意識を高めるとともに、良好な景観を保つための施策等を検討する必要があります。

施策のめざす姿

住民が協働して美しい景観の保全、本町の個性を生かした景観が形成されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※1 「計画的にまちなみや景観が整備されていること」の満足度 (%)	22.9	30.0

※1：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 良好な景観の保全

個性豊かで魅力あるまちなみを保つため、景観の整備・保全に努めます。

【主な取組】

屋外広告物等の除却・改善	個性豊かで魅力ある景観まちづくりを推進するため、自然や歴史・文化的資源の豊かな地域において、定期的に巡回し、景観を阻害している屋外広告物などの除却・改善などを図ります。
--------------	--

② 自然景観の保全・修景

本町の特徴である自然環境や田園環境の保全・活用を図るとともに、眺望ポイントからの魅力的な景観や沿道景観等を維持できるよう、開発及び建築行為への指導を強化します。

【主な取組】

景観形成基準に基づく開発及び建築への指導・助言	自然景観や眺望景観の保全・形成に向けて、三重県景観計画等による景観形成のための基準等の周知を図り、適正な開発及び建築への指導・助言を行います。
-------------------------	---

③ 歴史的景観の保全・修景

歴史的資源や歴史的まちなみが残る地域において、歴史的資源等の修景を行うなど、歴史的景観の保全・修景を図ります。

【主な取組】

歴史的なまちなみの保全	歴史的・文化的資源の豊かな地域において、歴史的なまちなみの保全に向けた地域の取り組みを支援します。
-------------	---

④ 景観形成の方策の検討

良好な景観を保全するため、三重県景観計画に基づいた通知制度の周知を行います。

【主な取組】

公共事業等における三重県景観計画による通知制度の周知	公共事業等の実施業者に対して三重県景観計画による通知制度の周知を行います。
----------------------------	---------------------------------------

3 文化財

これまでの実績

- 田丸城跡の石垣整備を進めるとともに、町内に多く存在する有形・無形文化財、史跡、埋蔵文化財等の調査を行い、その保存、保護に努めています。また、遺跡台帳の整理とあわせて、詳細分布図の作成を進めています。
- 玉城語り部会については、ボランティアにより地域の歴史・文化の案内活動を行っています。
- 県・町指定民俗文化財については、ケーブルテレビと連携して撮影・編集し、映像記録を残しています。

今後の課題

- 本町には、国の重要文化財をはじめ、有形・無形の文化財が多数存在しており、とりわけ遺跡は近隣のまちに比べて非常に多く存在していることが特徴です。また、田丸地区は、熊野古道伊勢路の出立の地として近年注目されています。
- 田丸城跡の整備に関しては、推進するための各部門の有識者が不足しており、発掘にかかる技術者および指導員など専門技師の確保をはじめ、推進体制の充実が課題となっています。
- 玉城語り部会のボランティアメンバーの高齢化が進んでおり、後継者としての若年層を育成する必要があります。

施策のめざす姿

町民が歴史的資産等を発掘し、地域の誇りとして大切にし、保存・継承・活用しています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※1 ボランティアガイド数 (人)	33	35

※1：玉城語り部会の会員数

施策の方向

① 文化財の保護

町内に多く存在する有形・無形の文化財、史跡、埋蔵文化財等の調査を継続し、その保存、保護に努めます。なお、埋蔵文化財の調査については、県埋蔵文化財センターの協力を得ながら、調査体制の充実を図ります。

【主な取組】

文化財担当者の専門的な研修会への参加	文化財担当職員の専門的な研修会への参加を図ります。
遺跡台帳の整備、詳細分布図の作成	遺跡台帳の整備に努めます。

② 田丸城跡の整備・活用

田丸城跡の石垣の修復・整備を実施するとともに、町民の憩いの場として活用するために史跡全体の整備を検討します。また、住民、団体、企業等の参加と協力によって田丸城跡の一層の活用を促進します。

【主な取組】

城跡の保存・活用	城跡を再認識し、愛着や誇りを持って地域づくりに取り組めるよう、地元の主体と連携しながら城跡の保存・活用を図ります。また、田丸城跡クリーン作戦の実施（継続）を図ります。
田丸城石垣の修復計画の検討	田丸城石垣修復にかかる委員会等を開催し、修復工法、事業費、事業手法等の修復計画を検討します。

③ 文化財の活用

各学校の教育課程や生涯学習の講座などにおいて、埋蔵文化財の調査結果等の活用した地域の歴史学習の機会の充実を図ります。また、玉城語り部会の活動を町民に発信し、会員の増加を図るとともに、観光ガイドとして玉城町の魅力を伝えるために語り部（ボランティアガイド）の資質の向上を図ります。

【主な取組】

文化財施設の積極的な活用	県との協働により埋蔵文化財の適切な保存に努めるとともに、教育委員会では埋蔵文化財の調査研究を進め、その成果を公開し、学校教育等への活用を図ります。
玉城語り部会への活動支援	文化財の活用事業等への参加している玉城語り部会への支援を行い、会員数の増加と後継者の育成に努めます。

④ 歴史・伝統文化の保存・継承

県・町指定民俗文化財をはじめ、町に残る貴重な伝統芸能や伝統行事の保存、継承を図るために、ケーブルテレビ等と連携して映像記録を残すとともに、関係者・関係団体の活動を支援します。また、関係者と協議して、それぞれの文化財にとって最適な継承方策を検討します。

【主な取組】

郷土文化財の保存・継承	玄甲舎や鳥名子舞等の昔から伝わる文化財の保持・継承を図る取り組みを促進します。
映像記録の作成・編集	町内に残された文化財の映像記録の編集・保存を図ります。

⑤ 文化資産の掘り起しと活用

貴重な歴史資源や歴史的建造物、身近な文化資産を積極的に掘り起こし、まちかど博物館として認定したり、身近な文化資産として地域で見守ったり、さまざまな文化や伝統を紹介したりするなど、観光交流活動への活用を図ります。

【主な取組】

まちかど博物館の支援	まちかど博物館の活動を支援します。
------------	-------------------

(2) 美しい田園環境と調和するまち

1 環境保全

これまでの実績

- 四小学校において、キッズISOなどの環境教育プログラムを活用した環境教育、県・企業・食改と連携した環境出前事業を実施し、環境問題への子どもたちの理解と関心を深める取り組みを実施しています。
- 田丸城趾クリーン作戦や宮川クリーン作戦等をはじめ、老人会等のボランティアや自治区により、住民が主体となった環境美化活動が進められています。
- 玉城町地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、公用車や備品等の新規購入において、ハイブリッド車やグリーン購入法適合商品の購入に努めています。

今後の課題

- 私たちは、資源には限りがあることを深く認識し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会の構築に向けて積極的に取り組まなければなりません。
- 住民があらゆる機会を通じて環境保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育および社会教育において、環境に根ざした教育を積極的に取り入れることで、環境問題に自ら取り組む住民や児童・生徒の育成を図る必要があります。
- 住民が主体となった環境美化活動が進められていますが、今後は、不法投棄の撲滅や環境美化の推進に向けて取り組むとともに、休耕田の活用や農地・里山の保全とあわせて、より快適な住環境の形成が求められます。
- 事業活動や日常生活におけるエネルギー消費（CO₂の排出）の節減について、住民、事業者、行政の連携のもと、環境への負荷の軽減を図るまちづくりやライフスタイルを確立する取り組みが不可欠です。玉城町地球温暖化対策実行計画に基づき、今後もより一層の環境に配慮した取り組みが必要となっています。

施策のめざす姿

住民、事業者、行政が環境負荷の軽減に配慮した生活や事業活動を実践し、良好な環境が守られています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 環境美化活動の実施回数 (回)	4	5
※ ² 「まちが美しく保たれ、環境が守られていること」の満足度 (%)	47.7	50.0

※¹：城山クリーン作戦、宮川クリーン作戦等の回数

※²：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 環境教育の推進

学校教育において、町内企業との協働によるキッズISO14000プログラム事業や、三重県環境学習センターと連携した環境教育を進めます。

【主な取組】

キッズISOを取り入れた環境教育の推進	キッズISOなどの環境教育プログラムを利用し、多様な主体が協働、連携して参加体験型環境教育等を推進します。
三重県環境学習情報センターと連携した環境教育の推進	三重県環境学習情報センターと連携し、参加体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などの環境教育を推進します。

② 環境美化活動の推進

クリーン作戦を継続するとともに、環境ボランティア活動の普及・支援を図り、住民、団体、企業等が主体的に取り組む美化活動を促進及び支援します。

【主な取組】

環境美化活動の促進	住民・団体・企業等が行う各種美化活動を支援・促進します。
不法投棄等の未然防止	地域住民と連携し、不法投棄等を監視する体制を充実強化して、早期発見、早期撤去に取り組むとともに、不法投棄等の未然防止を図ります。

③ 事業者の環境保全対策の推進

環境と調和した事業活動を推進するために、立地企業との環境協定を継続します。また、企業独自の環境調査の実施と公表を促します。

【主な取組】

事業者への環境調査の実施	企業立地法により環境保全協定を締結した事業者に対し、水質・騒音検査等を定期的の実施することで環境保全に努めます。
--------------	--

④ 地球温暖化対策の推進

玉城町地球温暖化対策実行計画に沿って庁内の取り組みを進めるとともに、地球温暖化対策の推進員とともに、省エネに対する理解と手法について啓発し、地域の温暖化の取り組みを推進します。

公共施設や町管理設備のLED化を進めるとともに、町内の防犯灯のLED化を推進します。

公共施設への太陽光発電システムを導入するとともに、家庭への太陽光発電設備の導入を支援し、CO₂削減を図ります。

【主な取組】

庁舎内の省エネルギーの推進	省エネルギー法及び地球温暖化対策実行計画に基づき庁舎内のエネルギー調査を実施し、削減に努めます。
LED化の推進	公共施設や町管理設備のLED化を進めるとともに、自治会管理の防犯灯のLED型への取替を支援推進します。
省エネルギー手法等の普及	CO ₂ 削減に向けて、省エネに対する情報提供や日常生活における具体的な省エネルギー手法等の普及啓発を図ります。
太陽光発電設備の導入促進	CO ₂ 削減に向けて、補助金制度を活用し、家庭における太陽光発電の導入を促進します。

2 廃棄物処理

これまでの実績

- 本町では、1市3町の一部事務組合である「伊勢広域環境組合」で廃棄物処理を行っています。し尿および浄化槽汚泥は、伊勢広域環境組合し尿処理施設「伊勢広域環境組合クリーンセンター」において適正に処理しています。

今後の課題

- ごみの排出量の抑制を図るため、ごみの適正な分別の徹底とリサイクルおよびごみ有料化への取り組みとともに、関係市町と調整を図った収集体制の検討が必要です。また、マイバック推進運動を継続実施することなどにより、環境に配慮した生活に関する住民意識の高揚を図る必要があります。
- 河川等の公共用水域の水質向上のために、公共下水道事業や農業集落排水事業の推進と、これらの計画区域外における浄化槽の普及および適切な維持管理が必要です。浄化槽設置者に対しては、保守点検・清掃・法定検査の適正な維持管理を啓発していく必要があります。
- 今後、下水道の普及により減少するし尿収集業務の合理化計画に伴ってごみ収集形態についても見直すことが必要となっています。

施策のめざす姿

住民・事業者がごみの発生抑制に努め、再使用、再生利用が進み、廃棄物を出さない循環型社会が形成されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 1人1日あたりのごみ排出量 (g)	653	640

※1：生活系ごみの年間排出量÷人口÷365

施策の方向

① 廃棄物収集・処理体制の検討

「伊勢広域環境組合」の構成市町と調整を図りながら、今後のごみ及びし尿の収集・処理体制の検討を進めます。

また、ごみ処理施設を適正に管理します。

【主な取組】

ごみ収集形態の適正化の検討	合理化事業計画と合わせて、資源ごみ、可燃ごみ収集体制及び収集形態を検討します。
処理施設の適正維持管理	1市3町で運営しているごみ処理施設の延命化及び適正な管理運営に努めます。

② ごみ減量化の推進

ごみゼロ社会の実現を目指し、ごみ分別及び生ごみの水切りの周知徹底を行うとともに、生ごみ処理機の普及、マイバック運動の継続を図り、ごみの減量化を推進します。

再生資源回収団体に対する支援を継続し、資源リサイクルを図ります。

【主な取組】

生ごみ処理機購入補助	家庭への生ごみ処理機購入補助を行い、普及に努めます。
資源リサイクルの推進	再生資源回収団体の活動を支援するとともに、分別の徹底を行い、資源となるごみのリサイクルを図ります。

③ し尿・生活排水の適正処理

下水道・農業集落排水事業の計画区域外の地域において、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、適正な浄化槽の維持管理に関する指導、啓発を行います。

【主な取組】

合併処理浄化槽設置補助	下水道等の計画区域外での生活排水等の適正処理を進めるために、合併処理浄化槽設置補助を継続します。
-------------	--

3 墓地・火葬場

これまでの実績

- 本町では、各自治区において墓地が管理されています。
- 伊勢市、玉城町、明和町、度会町で構成する「伊勢広域環境組合」の斎場があり、広域で運営しています。

今後の課題

- 住宅開発、賃貸住宅の増加などにより転入住民が年々増加してきており、自治区墓地が取得できない世帯の増加が懸念されることから、状況を把握したうえで、対策の必要性を検討する必要があります。
- 「伊勢広域環境組合」の構成市町と連携を図り、環境保全に重点を置きながら「伊勢広域環境組合斎場」の管理・運営を進めることが必要です。

施策のめざす姿

住民ニーズに対応した墓地・斎場が適切に管理・運営され、衛生的な環境が保たれています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 墓地及び周辺環境の維持管理支援（カ所）	2	3

※1：自治区等が管理する墓地

施策の方向

① 墓地の適正な管理と整備の検討

各墓地管理者と連携し、墓地および周辺環境の適切な維持・管理を推進します。また、新たな墓地の整備の必要性について検討します。

【主な取組】

墓地の維持管理支援	自治会等が所有している墓地を適切に管理できるよう整備事業に補助を継続します。
-----------	--

② 斎場の適正な管理・運営

斎場については、構成市町と連携を図り、施設周辺の環境保全対策を十分に行うとともに、斎場の延命化を含めた適正な管理・運営を行います。

【主な取組】

施設の適正な管理運営	施設周辺の環境保全対策と合わせ施設の延命化を含めた適正な管理運営を行います。
------------	--

4 上・下水道

これまでの実績

- 上水道の老朽管は、下水道管網の整備区域に集中しているため、下水道の面整備に合わせて更新整備を進めています。
- 災害時の給水体制は、給水タンク 1 基と 6.0ℓ ポリパック 3,500 枚の整備を完了しています。
- 公共下水道事業については、平成 23 年度から流域下水道の各流域幹線への接続工事を実施し、平成 23 年度末に第 1 処理分区を、また平成 24 年度末には全 7 処理分区の接続を完了し、平成 25 年 4 月に宮川流域下水道に接続して供用を開始しています。
- 農業集落排水事業を実施した 3 地区について、平成 21 年度に事業完了しました。
- 公共下水道、農業集落排水以外の一部地域では合併浄化槽の設置により生活排水処理を進めてきました。これにより当町の生活排水処理施設整備率は 95.8% (H26 年度末) となりました。

今後の課題

- 水道施設を更新してから年月が経過しているため、設備・装置の修繕箇所が増加しています。特に、下水道管網の整備区域外の水道管網は未更新となっている箇所が多く、修繕による対応しかできていない現状です。未更新の基幹水路には設置後 30 年を超えた管路もあり、地震等の災害に対して脆弱であるため、早期に更新する必要があります。
- 災害時の給水体制の整備については、地域防災計画の見直しとあわせて、十分な量の確保と備蓄等を進める必要があります。
- 地震で被害を受けた時に迂回ルートで水を送れるようにする水道管経路のループ化の範囲拡大を進める必要があります。
- また、接続率 100% を達成させるための推進方法について検討が求められます。

施策のめざす姿

水道及び下水道事業の健全な運営により、快適な生活環境と優れた水質の河川環境が形成されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 「上水道が維持管理され、安定して供給されていること」の満足度 (%)	65.5	75.0
※ ² 生活排水処理施設整備率 (公共、農集、浄化槽)	95.8	99.1
※ ³ 公共下水道の接続率	66.7	100
※ ⁴ 農業集落排水の接続率	94.1	100

※¹：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

※²：生活排水処理計画

※³：接続人口÷下水道普及人口

※⁴：接続人口÷農業集落排水普及人口

施策の方向

① 安全でおいしい水の安定供給

玉城町の水源である宮川流域の下外城田地区（三郷・昼田）の協力を得ながら、安全でおいしい水が安定的に供給されるよう、水源地の監視・管理を行い、水量の確保を図ります。

水道施設の定期的な点検・維持管理を行うとともに、管路施設の長寿命化計画及び耐震化計画を策定し、主要な道路への配水管の布設のほか基幹配水管を中心として計画的な水道管の更新と水道管の耐震化を図ります。

【主な取組】

管路施設の長寿命化計画及び耐震化計画を策定	老朽管の計画的な更新と耐震化を図るために、管路施設の長寿命化計画及び耐震化計画を策定します。
玉城町基幹配水路耐震化事業	基幹配水管、配水本管等に耐震継手を有する管材等を使用し、管路更新等を行うとともに、熱融着型継手を有する高密度配水ポリエチレン管の導入も検討します。

② 災害時緊急給水体制の確立

災害時の緊急給水体制を確立するために、給水体制マニュアルの策定と訓練を実施するとともに、自治区との連携・協力体制を整えます。

【主な取組】

災害時給水体制マニュアルの策定と訓練の実施	マニュアルを作成し、災害時の緊急給水の体制の確立をめざします。また、マニュアルに基づき、災害を想定し給水訓練を行うとともに、非常時に備え、災害用資機材の備蓄を行います。
-----------------------	--

③ 下水道等施設の維持管理

公共下水道、農業集落排水などの下水道等施設の定期的な点検と、計画的な修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。

【主な取組】

定期的な点検、維持管理等による施設等の長寿命化の推進	定期的な点検、維持管理等により施設の長寿命化を図ります。そのため、機器の修繕計画に基づき、効率的な修繕を行うとともに、各種点検及び、修繕記録を台帳化していきます。
----------------------------	---

④ 下水道の普及推進

下水道未整備地区において下水道施設の計画的な整備を推進するとともに、下水道の重要性、利便性等について、地区説明会やケーブルテレビ等の広報などによる啓発活動を進め、下水道への接続を促進します。

【主な取組】

下水道施設の整備	下水道未整備地区において、速やかに事業効果を得られるよう計画的に施設を整備します。
下水道への接続促進	地元説明会の開催及び、広報紙やケーブルテレビ等で下水道整備への理解と協力を求めるとともに、供用開始後3年を目途に下水道への接続を促進します。

⑤

事業経営の健全化

水道事業および下水道事業が将来にわたって安定的な事業が継続できるよう経営基盤の強化に努めます。

【主な取組】

経営基盤の強化	施設更新等の計画的な投資及び財源の確保に努め、安定的な事業の継続に必要な経営基盤を強化します。
---------	---

（3）都市基盤を適切に維持・更新するまち

1 土地利用

これまでの実績

- 土地を適正かつ有効に利用するための地籍調査事業に着手し、毎年計画的に事業を進めています。
- 良好な環境保全を図るため、開発行為申請者に対して、「玉城町開発事業に関する指導要綱」等に基づいて適正に指導しています。

今後の課題

- 本町においては、近年、土地開発等が増加していますが、土地は、現在および将来における住民の限られた貴重な資源であり、諸活動にとって不可欠な基盤です。そのため、地域の自然的、社会的、経済的および文化的な条件に応じて適正な土地利用がされるように規制・誘導していく必要があります。
- 自然的な土地利用、農業的な土地利用、都市的な土地利用などを総合的に調整した計画的な土地利用を進めるため、都市計画マスタープランの見直しも必要となっています。

施策のめざす姿

町民の安全・快適な生活、円滑で活発な経済活動を支えるために、計画的かつ合理的に土地が利用されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 地籍調査の実施済面積 (km ²) (農用地と山林を除いた面積)	0.34	0.97

※1：地籍調査の実施済面積

施策の方向

① 計画的な土地利用の推進

県の計画を踏まえながら、国土利用計画、都市計画、農用地利用計画のそれぞれで十分な調整を図り、整合のとれた土地利用を推進します。

また、土地を適正かつ有効に利用するため、町民への啓発活動や調査体制の充実を進めながら、地籍調査事業を計画的に推進します。

【主な取組】

地籍調査事業の推進	地籍を明確化し、土地を適正かつ有効に利用するため、町民への啓発活動や調査体制の充実を進めながら、地籍調査事業を計画的に推進します。
計画的な土地利用の推進	三重県国土利用計画を基本に、長期的展望に立った総合的かつ計画的な土地利用の推進を図ります。

② 都市計画の推進

将来のめざすまちづくりの実現に向けた計画的な土地利用を進めるため、都市計画マスタープランの見直しを行います。

【主な取組】

都市計画マスタープランの見直し	計画的なまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの見直し等を行います。
都市計画基礎調査の実施	まちの現状、市街化の動向等を正確に把握し、時代の流れに対応した都市計画を定めるため、必要となる都市計画の基礎調査を定期的に進めます。

③ 開発行為の規制・誘導

本町の環境などの特性に応じた開発行為に誘導するため、必要に応じて開発指導要綱の見直しを行うとともに、適切な開発指導を実施します。

【主な取組】

時代に適応する開発指導要綱の見直しと指導	良好な環境の保全を図るため、必要に応じて開発指導要綱の見直しを行うとともに、開発行為申請者に対して、適正に指導していきます。
----------------------	--

2 道路

これまでの実績

- 老朽化の進んだ道路施設の改修や、交通環境の改善に向けた交通安全施設の整備は、計画通り事業が完了しています。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的な修繕を実施しており、対象となる橋梁のうち、平成26年度現在、6橋の修繕が完了しています。

今後の課題

- 本町には、伊勢自動車道玉城インターチェンジがあり、県道伊勢多気線が東西に、県道度会玉城線が南北に走っています。しかし、町内には国道が通っておらず、伊勢都市計画協議会において検討されている広域的な道路網計画にあわせて、広域および町内の道路体系の構築が求められます。
- 町全域で大半の橋梁が老朽化してきており、計画的に修繕、耐震化を図る必要があります。また、通学路における安全な歩行空間の整備も必要となっています。
- 田丸中心部は狭い道路が多く、交通のネックとなっています。その他の集落内道路においても、狭い道路が多くあり、地域住民と協力して適切な道路改良を推進する必要があります。
- 道路整備においては、環境や景観に十分配慮した道路づくりが求められています。また、観光・交流などの視点から適切な案内、誘導機能の整備も求められ、道路の特性にあわせた整備のあり方を検討する必要があります。

施策のめざす姿

効率的に移動できる道路体系が整備されています。また、安全・快適に利用できるように適正に維持管理されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 都市計画道路の整備率 (%)	61.9	77.2
※ ² 橋梁 (橋長 2 m 以上) の修繕実施数 (箇所)	6	10

※¹ : 都市計画道路の整備済延長 ÷ 都市計画道路総延長 × 100

※² : 町道として管理している 2m 以上の全橋梁 (167 橋) が対象

施策の方向

① 広域道路の整備

道路の安全を確保するため、県道において歩道等の交通安全施設の整備を県に要望します。

伊勢都市計画協議会において計画されている宮川架橋を含めた広域道路網の整備について県への要望を進めます。

【主な取組】

新たな宮川架橋の整備	交通渋滞の解消、大規模災害時における救助・復旧・復興へのアクセスルートとなる道路網を構築するために、度会橋と南伊勢大橋との中間点に新たな橋梁の整備を県へ要望します。
------------	--

② 幹線道路の整備

都市計画道路の未整備区間の整備を進め、本町の道路体系の充実を図ります。

道路の適切な維持管理を進めるとともに、地域の住民との協働による草刈りや清掃活動などの道路管理の取り組みも推進します。

老朽化している橋梁については、定期点検を実施し、長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕を進めます。

【主な取組】

町内道路網の適切な維持管理の推進	幹線道路の計画的な舗装修繕を実施し、道路の適切な維持管理水準を確保します。
橋梁の長寿命化の推進	土地改良事業で建設された道路橋の老朽化に対応するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的な修繕を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

③ 安全で快適な道路環境の整備

安全で快適な通行を確保するため、交通量の多い町道の拡幅や視距改良、冠水しやすい個所の側溝整備などを進めます。

通学路を中心に、歩道の整備や歩行者通行帯の明示などの安全対策を進めます。

【主な取組】

適切な道路改良の実施	現状の道路環境における課題を把握します。対策の目的を定め、たうえで、最も効果的かつ効率的な工法により道路改良および維持修繕に努めます。
安全な歩行空間の確保	通学路の歩道整備を推進するとともに、通行帯の明示、バリアフリー対策等による安全な歩行空間の確保に努めます。

3 公共交通

これまでの実績

- 平成 21 年 11 月「福祉バス」からオンデマンド方式の「元気バス」に移行し、利用者も着実に伸び続け、月平均 2,500 人程度の利用がある。その中でも高齢者の利用が約 8 割を占め、高齢者の生活交通として位置付けられている。元気バスによる外出支援サービスが新たなコミュニティを醸成し、平成 27 年 3 月には、東大大学院生の研究テーマで、後期高齢者の医療費削減効果が実証された。
- JR 田丸駅については、町道玉城駅前線の供用開始に伴って駅ロータリー広場および駅舎昇降口を整備し、田丸駅利用者が鉄道とバスを相互に乗り継ぐことが可能となっています。

今後の課題

- 本町では、住民の交通利便性の向上とともに、高齢社会への対応や環境負荷の軽減などの視点から、鉄道・バスの輸送力の強化と利用環境の改善が求められています。
- 「元気バス」については、今後は、蓄積されたデータを分析・活用して、利用者の利便をさらに高めるとともに、新たな路線を含め、運行を検討する必要があります。
- 関係機関と連携して「元気バス」の利便性を周知し、多くの住民の利用を促し、公共交通の利用につなげていく必要があります。
- 交通安全の観点から、高齢者の運転免許の返納につながるよう適切な対応が必要となっています。

施策のめざす姿

町民の日常生活に必要な交通手段が確保され、高齢者などの交通弱者も含めて全ての町民が外出できる環境が整っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※1 元気バスの利用者数(人)	26,487	28,500

※1：町運行の「元気バス」の年間利用者数

施策の方向

① 鉄道の利便性の向上

JR 参宮線の利便性の向上に向けて、近隣市町と連携して関係機関に対して複線電化の早期着手、快速みえ等の運行回数の増加などの要望を続けていきます。

【主な取組】

近隣市町と連携しJR東海への要望の継続	鉄道の利便性向上に向けて、三重県および関係市町と連携して、鉄道事業者等に働きかけるとともに、一層の利用促進に努めます。
---------------------	---

② 元気バスの利便性の向上

元気バスの利用実態と住民のニーズを分析し、より利便性の高い運行に向けた改善と普及を図り、高齢者の利用促進を図ります。

【主な取組】

元気バスの運行	バス停の追加などの見直しを行い、利便性の向上を行い利用者の増加を目指します。
元気バスと連携した公共交通体系の構築	元気バスと民間バスと連携して町外への乗り継ぎを可能にするなど、公共交通の充実を図ります。

4 住宅

これまでの実績

- 住宅の耐震性能の向上を図るため、ケーブル TV、広報紙で木造住宅耐震診断及び耐震補強補助事業のPRを行っています。

今後の課題

- 本町では、自然環境や歴史文化に恵まれ、津波等の災害の危険性が少ない地域として、住宅立地が進んでいます。今後も自然環境と調和し、生活基盤の整った良好な住環境を維持しながら、適切な住宅開発を誘導していくことが求められます。
- 町営住宅については、老朽化に伴う適正な施設整備や計画的な維持管理が必要となっています。
- 災害に強い安全なまちづくりへの取り組みとして、木造住宅耐震診断事業を実施するとともに、耐震補強に対する支援を行ってきましたが、今後も引き続き、木造住宅の耐震化に取り組む必要があります。
- 平成 26 年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、これにより市町村において空き家等に関する情報を把握し、危険な空き家については、所有者に対し修繕の指導や除却も可能となりました。そのため、老朽化した空き家対策をはじめ、利用可能な空き家の活用等に関する相談体制などを、関係団体と連携して取り組む必要があります。

施策のめざす姿

地域の自然環境の中で調和しながら安全で快適な生活ができる住宅地・住宅が整備・供給され、質の高い住宅環境が形成されています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H25) 年度	2020 (H32) 年度
※1「安心して快適な住まいが供給されていること」の満足度 (%)	44.6	50.0

※1：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 良好な住宅地の供給

道路、公園、排水路、環境などの生活基盤が整った良好な住宅地の開発を誘導するため、玉城町開発指導要綱の見直しを行うとともに、関係機関と連携して宅地開発の指導に努めます。

【主な取組】

玉城町開発指導要綱の見直し	良好な住宅地の供給・誘導を行うため、開発指導要綱の見直しを行います。
---------------	------------------------------------

② 町営住宅の適正管理

町営住宅の耐用年数等を踏まえた維持管理計画を策定するとともに、適正な施設整備と計画的な維持管理を進めます。

【主な取組】

適正な維持管理による施設の長期活用	町営住宅を高齢者が住みやすい住戸へ改善するなど、機能性や耐久性の向上を図るために適正な施設の改善や維持管理を実施し、町営住宅の長期活用に努めます。
-------------------	---

③ 住宅、建築物の耐震化の促進

木造住宅耐震診断および耐震補強補助事業を推進し、災害に強い住宅、安心して住める住環境の整備に努めます。

優良な住宅ストックを形成するため、長期優良住宅の周知を図るとともに、住宅に関する情報提供や相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

木造住宅耐震診断及び耐震補強補助事業制度の周知	近い将来に発生が予想される大地震に備え、住宅の耐震性の向上を図るため、耐震化への気運を高めつつ、木造住宅の耐震診断や耐震補強等を支援する制度の周知を図ります。
長期優良住宅の周知	住宅ストックが長期にわたり有効に活用されるよう、耐久性に優れ、維持管理がしやすい長期優良住宅の周知を図ります。
住宅に関する情報の提供及び相談体制の充実	高齢者等を受け入れる民間賃貸住宅や住宅性能表示制度に関する情報を含めた住宅に関する多様な情報の提供を行うとともに、県・市町・関係団体の協力により、住宅に関する情報を共有し相談体制を充実します。

④

空き家対策の推進

老朽化した空き家等を適正に管理していくため、地域住民等と協力しながら町内の空き家調査等を実施するとともに、空き家対策特別措置法に基づく「空き家等対策計画」の策定などを検討します。

利用可能な空き家については、定住希望者への賃貸や売買等に対する情報提供や相談、改修等の助成など、空き家活用に向けた支援策を検討します。

【主な取組】

特定空き家対策検討	空き家調査等を実施し、「空き家等対策計画」の策定に向けて検討します。
空き家活用策の検討	空き家活用に向けた支援策等を検討します。

5 公園

これまでの実績

- 本町では、現在、都市公園が7か所、集落公園が21か所のほか、開発内公園（緑地帯を含む）を供用しています。

今後の課題

- 人口の高齢化等による公園の利用者層の変化等により、住民の利用が少ない公園もみられ、機能の見直しが必要となっています。
- 既存公園は、施設や設備の老朽化に備え、適格な現況把握と計画的な維持管理が必要となります。また、集落管理の公園をはじめ、都市公園においても、今後は住民と行政の協働による管理運営体制を充実する必要があります。

施策のめざす姿

誰もが安全・快適に遊びや交流等ができる環境が整っています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※1 「公園・広場・緑地が整っていること」の満足度 (%)	25.7	25.7

※1：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

施策の方向

① 公園の整備

城北公園内の中央公民館の老朽化に伴い、文化、スポーツ、憩いの場として住民の交流拠点となるように、文化・スポーツ施設の整備に合わせて公園の再整備を進めます。

【主な取組】

城北公園の整備	中央公民館、体育施設の整備と一体的に城北公園の整備を図ります。
---------	---------------------------------

② 公園の管理運営体制の充実

住民のふれあいの場となる公園にするため、出入口やトイレ、休憩所等の施設の整備やバリアフリー化を進めるとともに、安全に利用できるように維持管理の徹底を図ります。

また、公園管理への地元住民の参加・協力を促進し、地域住民と行政との協働による公園の維持管理体制の充実を図ります。

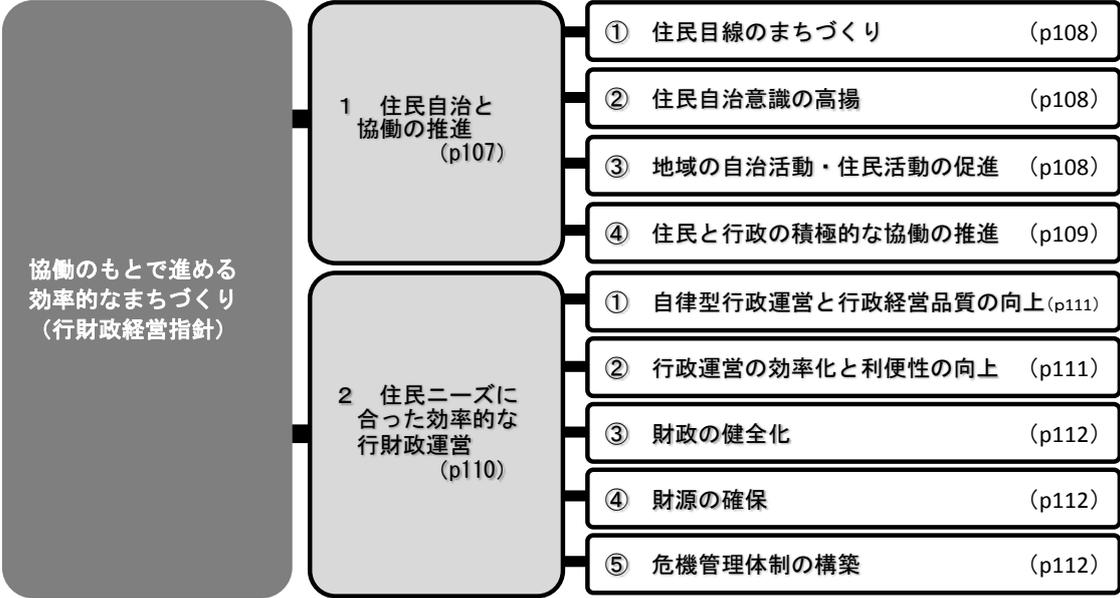
【主な取組】

定期的な施設整備や維持管理の拡充	公園に休憩所やトイレなどの施設整備や維持管理を行い、住民相互がふれあうことができ、誰もが安全に利用できる公園を確保します。
------------------	---

5. 協働のもとで進める

効率的なまちづくり

(行財政経営指針)



1 住民自治と協働の推進

これまでの実績

- 行政からの情報は、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等のさまざまな媒体で、より早く提供するとともに、携帯端末で閲覧可能とするなど、利便性の向上を図っています。
- 68 自治区全てに地域担当職員を配置し、月一回広報紙の配布の際に区長を訪問し、地域の諸課題について情報交換を行っています。
- 各自治区が主体となった自主的な活動を促進するために、自治区に対して、活動の内容に応じて活動費を交付する地域活動助成制度を実施しています。
- 情報公開制度については、平成 26 年度は 147 件の申請があり、徐々に増加しています。

今後の課題

- 住民と行政が一緒に考え、行動するまちづくりを進めるためには、情報公開制度のもとで、住民と行政が、また住民と住民の間で、さまざまな情報を正確にわかりやすい形で共有することが必要です。そのためには、住民との積極的な対話の機会をつくるなど、住民ニーズを的確に把握し、まちづくりに住民意見を積極的に取り入れていくことが求められます。
- 広報紙をはじめ、さまざまな媒体で、住民に対してより早く情報を提供する広報活動に加え、今後は、在来の広報媒体とともに報道機関への情報提供により、町の情報を広域的に発信することが求められます。
- 情報公開制度については、今後も制度の的確な運用に努める必要があります。
- 玉城町では、自治区との活動に重点をおいて住民の活動を支援していますが、区入外の住民が増加している自治区もみられるようになっており、活動の母体となる地域組織のあり方を検討することが必要となっています。
- 今後協働のまちづくりを進めるためには、地域担当制度等を活用して地域課題についての認識を共有し、住民（自治区、ボランティア、NPOなど）、企業、行政が役割分担しながら取り組む仕組みが求められます。

施策のめざす姿

住民と行政と一緒に考え、行動する協働のまちづくりが行われています。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 「行政と協働したまちづくりが行われていること」の満足度 (%)	16.3	20.0
※ ² 地域活動助成事業を行った自治区の割合 (%)	80.0	90.0

※¹：総合計画後期基本計画に向けた住民意識調査の「満足」と「やや満足」の回答割合

※²：地域活動助成事業の申請自治区数

施策の方向

① 住民目線のまちづくり

住民目線にたったまちづくりを行うために、玉城町の施策の方針や事業内容などに関する情報を発信し、住民の理解を深めます。また、住民と行政の話し合いの機会を拡充するなど、広聴活動を充実させ相互理解を促進し協力関係を構築します。

【主な取組】

地域担当制度を活用した事業の展開	自治区ごとに割り当てられた町職員が直接自治区に出かけ、情報交換や地域の諸課題を聞き取るなど、実情の把握などを行い、住民目線の事業展開に活用します。
「知っ得納得」お出かけ講座の開催	町の事業等について意見交換する取り組みや町職員が自治区・団体から要請を受け町政についての講座を開く「知っ得納得お出かけ講座」を開催します。
広報広聴活動の充実	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビの行政チャンネルの充実を図ります。また、町民の意見やニーズの的確な把握に努めていくため、各課職員で構成する「広報たまき編集委員会」で情報の共有を行うなど全庁的な広報広聴活動に取り組みます。
情報公開の推進	情報公開制度の適切な運用のもと、請求のあった情報に対しては、迅速かつ的確な処理を行います。

② 住民自治意識の高揚

住民との対話等を通じて、住民自治や協働のまちづくりなど、住民が主体的にまちづくりに参画する重要性について理解を促すとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という住民自治意識の高揚を図ります。そのために、自治区や住民の活動グループの活動内容についての情報を提供し、まちづくりの関心を高めます。

【主な取組】

自治区や活動団体の紹介情報の提供	自治区やまちづくり団体・グループの活動案内に関する情報を、行政のメディアを活用して情報提供を行います。
------------------	---

③ 地域の自治活動・住民活動の促進

玉城町にある 68 の自治区のそれぞれに合った防災活動、防犯活動や見守り活動など、各自治区における「共助」の取り組みを促進するとともに、地域の意思が尊重される自治の仕組みの構築を図ります。そのため、自治区に対して地域担当制や交付金等による人的及び資金的な支援を行い、自治活動を支えます。

また、小規模な自治区など今後活動の停滞が危惧されることから、住民自治の母体となる組織として、小学校区単位での活動組織の必要性について検討を行います。

【主な取組】

地域活動助成事業の推進	地域のつながりの強化と地域力の向上を図るために、自治区等が行う地域をより良くしていこうとする活動に対して支援する『地域活動助成事業』の活用を推進します。
地域担当制度による自治区活動の支援	自治区ごとに割り当てられた町職員が直接自治区に出かけ、情報交換や地域の諸課題などの実情の把握を行い、自治区の活動を支援します。
交流会・学習機会の提供	地域活動の活性化に向けて、地域活動の拠点づくりと地域住民の交流や学習機会を提供するメニューを検討します。

④

住民と行政の積極的な協働の推進

住民及び行政が担う役割、企業の社会的役割を互いに理解しつつ、共に取り組むことにより、良い成果があげられるよう、住民と行政の「協働」を積極的に進めます。

【主な取組】

地域活動助成事業の推進	自治区等が行う地域をより良くしていこうとする活動に対して支援する『地域活動助成事業』の活用を推進し、地域のつながりの強化と地域力の向上を図ります。
企業の地域活動への参加の促進	地域活動に関する情報を企業に提供し、企業及び従業員の地域活動への参加を促進します。
協働の推進体制の強化	行政と各団体、団体同士の協力体制を構築して協働を推進するために、自治区、ボランティア、NPO、企業等の活動内容の把握と活動を支援する窓口を設置します。

2 住民ニーズに合った効率的な行財政運営

これまでの実績

- 本町では、全国に先駆けて「夜7時まで業務」をはじめ、きめ細やかな行政サービスを提供するなど、積極的に行財政改革に取り組んでいます。
- 第2次玉城町定員適正化計画（H23～H27）に沿って、定員管理に取り組むとともに、適材適所の職員配置を進め、職員の能力を最大限発揮できる体制づくりに努めています。また、接遇などCS向上を目的とした研修を定期的実施し、行政サービスの向上を図っています。
- 総合行政ネットワーク（L GWAN）を活用して、業務の効率化を推進するとともに、役場庁舎を拠点に公共施設を光ケーブルで接続し、住民サービスの向上に努めています。

今後の課題

- 今後も引き続き積極的に行財政改革に取り組むとともに、限られた人員のもとで、行政サービスの質を維持・向上するよう、効果的な組織体制を構築していく必要があります。
- 今後、デジタル化に対応した行政情報サービスが求められますが、情報通信技術の進化の状況を見極めつつ、計画的に導入を図っていくことが求められます。さらに、個人情報適正に管理し、情報セキュリティ対策を一層強化していく必要があります。
- 平成の合併協議を経て、本町は当面単独の道を選びましたが、広域的な課題に対応するために、周辺市町等と情報を共有し、連携して取り組むことが必要です。
- 積極的な行財政改革の取り組みから健全かつ安定した行財政運営を続けていますが、今後、財政が厳しくなると予想されるため、行政と住民、民間との役割分担を意識しながら、効率化と住民サービスの向上に向けて、民間のノウハウを活用することが必要です。
- 今後、扶助費などの増加と投資的経費の縮減が見込まれるなかで、人件費や物件費の低減を図り、経常収支の改善を図るとともに、限られた財源の重点的な配分が必要となります。
- 三重地方税管理回収機構との連携のもと、収納業務の民間委託を含めて滞納整理の強化を図ります。
- 行政を取り巻くリスクが増加しており、日常の行政運営はもとより、災害や感染症、情報漏洩や法令違反など、さまざまな危機を想定して、対応を準備しておくことも求められます。

施策のめざす姿

地域の実情にマッチした行財政改革が継続的に取り組まれ、効率的で品質の高い行政サービスを提供します。

成果指標

指 標	現状値	目標値
	2014 (H26) 年度	2020 (H32) 年度
※ ¹ 経常収支比率 (%)	78.7	75.0
※ ² 町税の徴収率 (%)	98.6	99.0

※¹：経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額×100

※²：平成26年度町税の収納率（現年分）

施策の方向

① 自律型行政運営と行政経営品質の向上

住民ニーズや時代要請に的確に対応できるようにするために、現場における迅速な判断による機動性を高めながら、責任体制を明確にした組織体制を構築します。

また、施策と事務事業を評価し、進行管理を行うとともに予算と連動したシステムを構築し、より効果的で質の高い行政運営を推進します。さらに、事業に係る総コストや費用対効果の視点から、施策の重点化を図り、人材や予算の最適配分を図ります。

【主な取組】

人材育成の推進と経営品質の向上	「玉城町人材育成基本方針」に基づき、職員の個々の能力や専門性の開発を支援するとともに、職務や職責に相応しい知識・能力を習得するための研修を実施し、人材の育成を推進します。 研修等を通じて職員に経営品質向上意識をさらに浸透させ、より質の高い行政サービスの提供に努めます。
進行管理システムの構築	総合計画に基づいて施策および事務事業の評価を行い、総合計画の進行管理システムを構築します。

② 行政運営の効率化と利便性の向上

総合行政ネットワーク（LGWAN）の各種システムをはじめとするICTを活用して行政事務の効率化を一層推進するとともに、住民の利便性の向上を図ります。

また、関係機関及び庁内部署間の連携を強化し、共同・共有化できる事業の検討や重複事業の見直しを進めます。さらに、広域的な課題については、周辺市町との連携と情報共有化を強化し、効率的な事業運営に努めます。

今後、老朽化が進む公共施設については、施設の再編・統合、企業や地域住民等の民間を活用した管理運営など、公共施設のあり方や運営方法の検討を行います。

【主な取組】

電子自治体の推進	町民や企業が行政手続きなどを自宅や会社でできる電子申請・届出システムの導入を検討します。 適切に情報システムの構築・運用が実施できるように役場内のOA委員会を中心にICTを推進します。
広域行政の推進	さまざまな課題を解決していくため、『定住自立圏』・『大仏山地域連絡協議会』などの協議会で広域行政を推進します。
公共施設等総合管理計画の策定	町所有施設の維持管理及び有効活用について、中長期的な視点から包括的な計画を策定します。

③ 財政の健全化

財政運営の健全性を保つために、中長期的な財政計画を策定し、財政状況を職員はもとより住民にもわかりやすく周知し、財政健全化の意識の浸透を図ります。

町有の既存ストックの活用や社会資本の長寿命化を進め、投資的事業の抑制を図るとともに、住民サービスの低下にならないよう考慮しながら、有効性や妥当性が低い事業や受益と負担がアンバランスな事業の見直しを行い、歳出の抑制を図ります。

【主な取組】

公共事業のコスト縮減	建設工事から発生する建設副産物の有効活用や公共事業のコスト縮減に努めるとともに、「公共事業の品質確保の促進に関する法律」に基づき発注者の責務として発注関係事務の適切な実施に努めます。
維持管理コストの縮減と平準化	道路の橋梁、水道、下水道等のインフラ施設の長寿命化計画を策定し、維持管理コストの縮減や予算の平準化を図ります。

④ 財源の確保

公共施設や公共媒体等の広告収入、ふるさと納税など、自主財源を生み出す努力により歳入の確保を目指します。あわせて、町税、使用料、手数料等の自主財源については、公平性と適正な負担の観点から水準を見直し、財源の確保に努めます。

また、三重地方税管理回収機構との連携のもと、収納業務の民間委託を含めて滞納整理の強化を図ります。

さらに、引き続き企業誘致に取り組むとともに、国の交付金を積極的に活用し、新規事業の財源確保に努めます。

【主な取組】

滞納整理の強化	町税等滞納整理機構や三重地方税管理回収機構との連携により、滞納整理を強化して収税確保に取り組めます。
広域連携によるふるさと納税の推進	三重県南部地域13市町やサニーロードを通じた連携事業を行っている3町（玉城町、度会町、南伊勢町）において、ふるさと納税に対する広域連携を図ります。

⑤ 危機管理体制の構築

法定伝染病や情報漏えいなど、予想されるさまざまな危機（リスク）に対し、平常時から危機管理意識を持つとともに、危機発生時において被害の最小化を図るため、組織の迅速な対応ができるように危機管理計画を策定します。

【主な取組】

危機管理計画の策定	危機発生時の対応力向上を図るため、危機発生時の迅速かつ的確な体制整備（マニュアルの策定）に取り組むとともに、演習・実践的な訓練により危機への的確な対応ができる人材育成に取り組めます。
-----------	---

用語解説

■ あ行

青色回転灯パトロール

青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールのこと。

空家等対策の推進に関する特別措置法

適切な管理が行われていない空家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、平成 27 年 5 月 26 日に法律が施行され、この法律により、著しく保安上危険、衛生上有害な状態等の空家等については、周辺への悪影響の程度や切迫性等を勘案し、行政が所有者等へ改善を求める指導や勧告、命令等の措置を行うことが可能となった。

一時預かり

子育て中の保護者の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が一時的に保育する事業。

オンデマンドバス

利用者の呼び出しに応じて運行されるバス。

■ か行

きずなビックデータ

玉城町が保有している公共データと民間企業や各種団体が持つデータを共通 ID で紐付けた共通プラットフォームを構築し、各データを格付けし、データ利用者の属性により利用できるデータを管理するとともに、接続インターフェースを規定・実装し、それらを公開する。各種団体は、利用を許可されたデータを独自に分析し、その活動に活かし、地域経済の活性化に資するとともに、その活動結果を共通プラットフォームに還元する。また、町は、共通プラットフォーム上の全てのデータを分析し、公平性のある公的行政サービスの向上や将来の各種施策、防災計画等の見直しに資する。

キッズISO

環境教育の実践活動として小学校児童が家庭における省エネルギー等の取組を通じて環境への関心を高める取り組み。NPO 法人国際芸術技術協力機構 (Artech) が開発し、国内では環境省、経済産業省、文部科学省、国際的には国際連合大学 (UNU)、国際連合環境計画 (UNEP) 等の後援を受けており、日本国内では既に 20 万人弱の子どもたちが実施している。また、国際標準化機構 (ISO) から「ISO」の名称等使用を特別に許可されている。

共助(自助・共助・公助)

「自助」は、自分の責任で自分自身を守ること、「共助」は、自分だけでは困難なことについて、周囲や地域で協力し助け合うこと、「公助」は、個人や周囲、地域で解決できないことについて公的機関が行うこと。

グリーンツーリズム

農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

グリーン購入

企業や自治体などが、物やサービスを購入する際に、環境に配慮した製品やサービスを優先的に購入すること。

傾聴ボランティア

高齢者や大震災の被災者など悩みや寂しさを抱える人の話を真摯に聴くことで相手の心のケアをする活動。カウンセリングと異なり、原則的に問題解決のためのアドバイスなどは行わない。

経常収支比率

人件費や扶助費などの経常的に支出する経費に、市町村税など経常的に収入される一般財源がどの程度充てられるかを表す指標。数値が低いほど弾力的な財政運営が図れる。

さ行

ジェネリック医薬品

後発医薬品とも呼ばれ、特許が切れた医薬品を、開発会社とは別の製薬会社が同じ有効成分でつくるもの。同等の有効成分で、同等の効果があるにもかかわらず、価格が安いのが特徴。

視距

自動車の運転者が道路前方を見通すことのできる距離。道路構造令によれば、車道の中心線上1.2mの高さから車道の中心線上にある高さ10cmの物の頂点を見通すことのできる距離を車道の中心線に沿って測った長さをいう。

指定管理者制度

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により新しく創設された制度。多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。

集落営農

集落を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいう。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

準用河川

一級河川及び二級河川以外の河川で各種の行為制限、維持工事などによって万全の管理をする必要のある河川を市町村長が指定する。「河川法」の二級河川の規定を準用し、市町村で管理している。

消費者庁Weekly

消費者庁から地方自治体の消費者行政担当へ定期的に情報発信されるメールマガジン。

ストック

備蓄や在庫など、ある一時点に存在するもの。例えば、住宅ストックといった場合、現存する住宅のことを指す。

スマートアグリ

ICT 等の先進技術を活用して生産管理や品質・生産効率などの向上を実現する新たな農業の取り組みやあり方。農林水産省は、スマートアグリ（スマート農業）を「ロボット技術や ICT 等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業」と定義している。

成年後見制度

精神上の障がいにより判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。

セーフティネット

危機に対する社会的な安全対策のこと。雇用保険、生活保護制度などが該当する。

セクシャルハラスメント

職場などでの異性に対する性的いやがらせや差別的な言動をいう。

総合型地域スポーツクラブ

地域住民の自主的で自主財源を基本とした運営のもと、日常的な活動の拠点となる施設（地域の小学校など）において、地域住民（会員）のニーズに応じたスポーツ活動（多種目）が行えるクラブ。

■ た行

団塊の世代

昭和 22～24 年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところから言う。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくもの。

地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のこと。

長期優良住宅

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より優しい暮らしへの転換を図ることができる住宅。平成 21 年 6 月に施行された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく基準をクリアした住宅。

ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、1 人ひとりの子どもおよび集団の指導の展開をはかり、責任を持って指導する方式のこと。

特定健康診査

各医療保険者が実施する健康診査で、国のメタボリックシンドローム対策の柱として、2008 年（平成 20 年）4 月から導入された。糖尿病や脂質異常症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としている。

■ な行

南海トラフ地震

東海地震、東南海地震、南海地震が同時に発生する巨大地震。M8～9 クラスの地震で、これから 30 年以内に発生する確率が 70%程度と言われている。南海トラフ地震が発生すると、関東から四国、九州の極めて広範囲で強い揺れと巨大な津波が想定され、西日本を中心に甚大な人的・物的被害をもたらす。膨大な数の避難者や帰宅困難者が発生する。また、食料品、飲料水、生活物資の不足、電力等のエネルギーの不足などにより、国民の生活や経済活動に極めて深刻な影響を受ける。

また、広範囲にわたるため、被災地域外からの支援も限られ、復旧・復興までの期間が長期間に及ぶことが予想される。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行い、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができる。

認定農業者

農業者が作成する農業経営改善を図るための計画（農業経営改善計画）を、市町村が認定し、地域の農業生産を担っていく農業者のこと。

農地集積

農業の担い手となる特定の農業経営者が、「所有」「借入」「農作業受託」により農地利用を集約化することで、経営規模が拡大され、生産性の高い農業にすること。

農地中間管理事業

担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、地域内に分散し、錯綜した農地利用を整理して担い手ごとに集約化したりする場合や、耕作放棄地等を農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付ける事業。

ノーバディズパーフェクトプログラム

カナダ生まれの親教育支援プログラムで、0～5歳の子どもの親がグループの中で互いの体験や不安を話しあうことによって、子育てのスキルを高め、自信を取り戻していくことができる。

■ は行

避難行動要支援者

災害時において、ひとり暮らし高齢者や障がい者、乳幼児など自力での避難が困難な人、外国人などの情報伝達が困難な人。本人または家族からの申し出により避難行動要支援者名簿に登録される。

病児保育

保育所に通園している子どもが病気等になったとき、仕事を休めない親に変わり病気の子どもの保育を行うこと。

ファミリーサポートセンター

仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合い、保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられるシステム。

賦課

税金などを割り当てて負担させること。

扶助費

生活保護法や児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や子ども手当などの支給のほか、市町村が単独で行う各種扶助のための経費。

ブランド

ある商品・サービスを象徴するもののこと。ある商品・サービスを別の商品・サービスから区別するための商品名称やシンボルマーク、模様だけでなく、消費者が商品・サービスを見た際に想起させる周辺イメージ総体もブランドと呼ぶ。

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各市区町村に設置されている。

ボランティアガイド

ボランティアで自分達が暮らしている地域等を案内、紹介している人のこと。プロではなく、無料もしくは低廉な料金で、訪れる旅行者に温かい地域の魅力を紹介する人。

■ ま行

まち・ひと・しごと創生

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、平成 26 年 9 月に内閣府においてまち・ひと・しごと創生本部が設置され、同年 11 月にはまち・ひと・しごと創生法が施行された。また 12 月 27 日に、日本全体の人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後 5 ヶ年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上合併した状態をいう。

■ ら行

ライト・オン運動

自動車、二輪車、自転車の運転者が、夕暮れ時に少しでも早くライトを点灯することを心がけ、交通安全意識の啓発・高揚を図り、交通事故を防止する運動。

■ わ行

ワーキングプア

働く貧困層の意味。正規に働いているにもかかわらず、生活保護水準以下の収入しか得られない人のこと。

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方のこと。また、仕事と生活を調和させること。

■ 数字

6次産業化

農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行うなど、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開する、農林漁業の可能性を広げようとする取り組みのこと。1次産業（農業等）×2次産業（加工等）×3次産業（サービス・販売等）といった、それぞれの産業を掛け合わせ（結合・融合）することにより、新しい産業を形成することを6次産業化として表現している。

■ 英字

AED

Automated External Defibrillator の略で、突然心臓が正常に拍動できなくなった心停止状態の心臓に対して、電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。

ALT

Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手をいう。小学校や中学校・高等学校に児童・生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的に各教育委員会から学校に配置され、授業を補助する。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量の意。水の汚染度合いを表す指標で、微生物が水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量として表されるもの。

CS

Customer Satisfaction の略で、顧客に満足できる条件を提供しているかどうかを総合的に判断する概念。

DV

ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の略で、同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

eラーニング

コンピューターを利用した教育。

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

ISO14000

国際標準化機構(International Organization for Standardization) によって制定された環境に関する国際規格。

LED

Light Emitting Diode の略で、導電することによって発光する半導体素子、発光ダイオードである。白熱灯や蛍光灯に比べて電気消費量が少なく寿命も圧倒的に長いため、CO₂排出量が少ない、取り替えなどが少なく維持管理コストが安いなどの長所がある。

NPO

Nonprofit Organization の略で、営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人 (NPO法人) だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。

PIO-NET

全国消費生活情報ネットワーク・システムで、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報、消費生活相談情報の収集を行っているシステム。

TTP

Trans-Pacific Partnership の略で、正式名称は環太平洋戦略的経済連携協定。日本・米国を中心とした環太平洋地域による経済連携協定（EPA）の略称。日本は、アベノミクスの政策の一環として 2013 年 7 月より正式参加。2015 年 10 月 5 日、日本の交渉参加から 2 年以上を経て大筋合意に至る。これにより 5 年程度をめどに段階的に関税が撤廃されることが決まった。世界の GDP の 4 割を占める巨大経済圏の誕生により、貿易のルールのスタンダードとなることが期待されている。